

令和 7 年度 水産白書 概要

**令和 8 年 6 月
水産庁**

- 本資料に記載した数値は、原則として四捨五入しており、合計等とは一致しない場合があります。
- 本資料に掲載した地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。

目次

令和7年度 水産の動向

特集 養殖業の成長産業化に向けた対応

第1節 養殖技術立国の確立	・・・1
第2節 うなぎ養殖業における取組	・・・6
第3節 養殖業の今後の可能性 ―陸上養殖―	・・・8

トピックス

トピックス1 複合的な漁業の推進や養殖業の成長産業化に向けた 漁業共済の機能強化	・・・9
トピックス2 「昭和100年」高度経済成長期を支えた近代捕鯨	・・・10
トピックス3 IUU漁業撲滅に向けた取組	・・・11
トピックス4 水産業の担い手の確保	・・・12

第1章 我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き

(1) 水産物需給の動向	・・・13
(2) 水産物消費の状況、水産物の消費拡大の取組	・・・14
(3) 水産物貿易の動向	・・・15

第2章 我が国の水産業をめぐる動き

(1) 漁業・養殖業の国内生産の動向	・・・17
(2) 漁業の経営の動向	・・・18
(3) 漁業の就業者・漁業労働環境とスマート水産業推進に向けた 技術活用	・・・19
(4) 漁業協同組合の動向、水産物の加工・流通の動向	・・・20

第3章 水産資源及び漁場環境をめぐる動き

(1) 我が国の資源評価	・・・21
(2) 我が国の資源管理	・・・22
(3) 実効性ある資源管理のための取組	・・・25
(4) 資源を積極的に増やすための取組、 漁場環境をめぐる動き	・・・26

第4章 水産業をめぐる国際情勢

(1) 国際的な資源管理	・・・27
(2) 捕鯨業をめぐる動き	・・・29

第5章 漁村の活性化をめぐる動き

(1) 漁村の現状と役割	・・・30
(2) 海業の推進	・・・31

第6章 大規模災害からの復旧・復興

(1) 水産業における東日本大震災からの復旧・復興の状況	・・・32
(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応	・・・32
(3) 福島県沖での本格操業に向けた取組	・・・32
(4) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた 対策の推進	・・・33

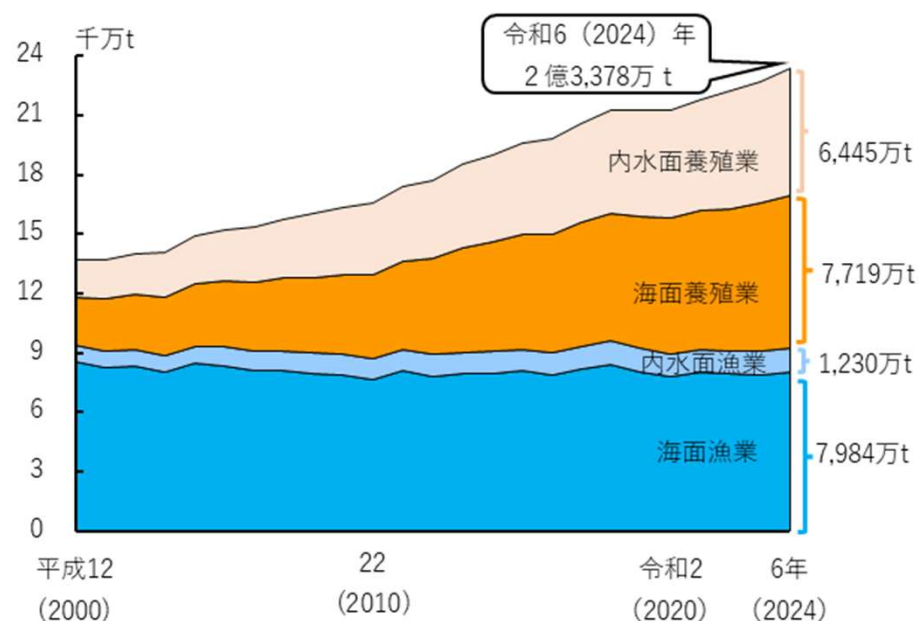
令和8年度 水産施策

第1節 養殖技術立国の確立

1. 世界における養殖業をめぐる動向

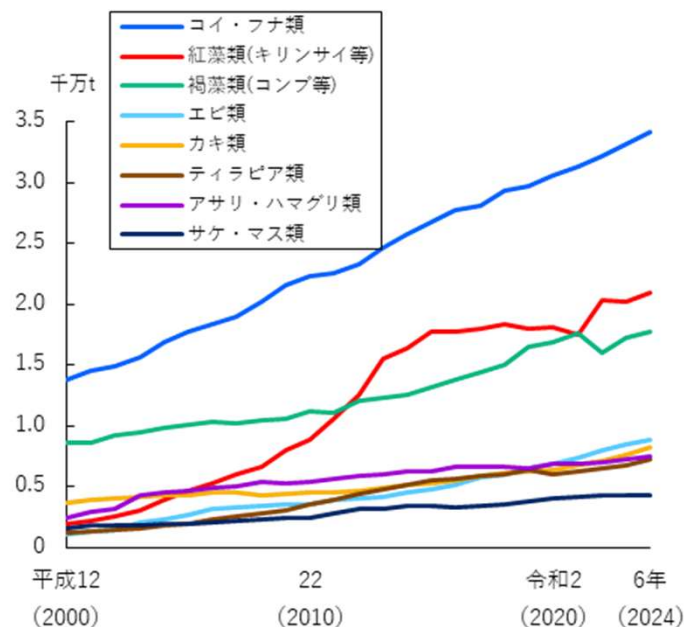
- 世界の水産物の生産量は増加を続け、近年は養殖業が漁業を上回り、令和6(2024)年には全体の約6割を占めるまでに成長。
- 世界的な養殖業の生産量増大の背景には、中国、インド、ベトナム等におけるコイ・フナ類のほか、ティラピア、バナメイエビ、ナマズ類等、多様な魚種の生産が拡大。人口増加に伴う需要拡大による養殖業は今後も成長する見込み。

世界の漁業・養殖業生産量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global capture production、Global aquaculture production)」(日本以外) 及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本) に基づき水産庁で作成

世界の養殖業の魚種別生産量の推移



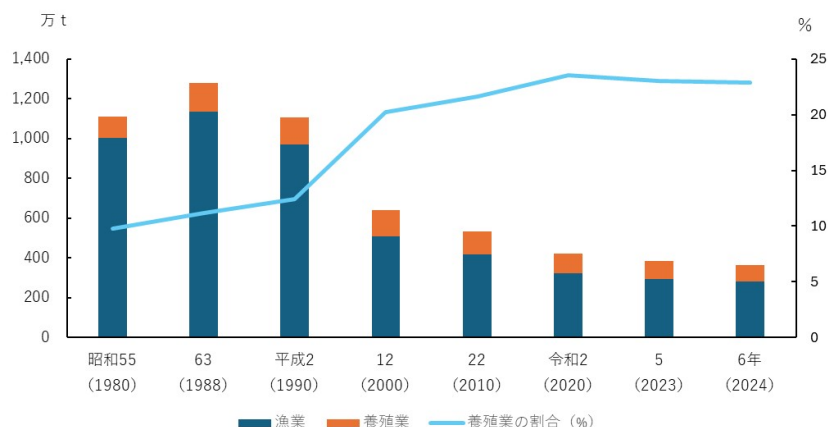
資料：FAO「Fishstat (Global aquaculture production)」(日本以外) 及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本) に基づき水産庁で作成

第1節 養殖技術立国の確立

2. 我が国の養殖業の動向

- 我が国の海面養殖業は、南北に長い国土と多様な気候を背景に、静穏な沿岸水域で魚類の給餌養殖と、藻類・貝類の無給餌養殖が広く展開。魚類ではブリ類やマダイ、藻類ではノリ類、貝類ではカキ類、ホタテガイ、アコヤガイ(真珠養殖用の母貝)が主力で、内水面ではウナギやマス類が中心。
- 令和6(2024)年の養殖生産量は、魚類約28万t、藻類約28万t、貝類約27万tで、合計約83万t。
- 魚類養殖は、天然魚と比べて定質・定量・定価格・定時の(4定)生産が可能で、量販店や外食産業から高い評価。

我が国の漁業・養殖業生産量の推移と養殖業生産量の占める割合の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」に基づき水産庁で作成

バイヤーの養殖魚・天然魚に対する評価

	養殖魚	天然魚
供給時	管理可	管理困難
供給量	概ね一定	増減
価格	概ね一定	変動
品質 味	概ね一定	時期・漁法・処理による差

養殖魚は供給時／供給量／価格／品質／味が一定であるため、量販店・外食等で扱いやすい。

資料：株式会社水土舎による事業者・研究者へのヒアリング結果をもとに水産庁で作成

第1節 養殖技術立国の確立

3. 持続的発展に向けたリスクと課題・対策(その1)

- 海水温の上昇等、海洋環境変化により、瀬戸内海のカキや陸奥湾のホタテガイで大量へい死が発生。政府は、経営継続支援等の短期対策、原因究明や環境変化に対応した養殖の実現に向けた中長期対策を三本柱でまとめた政策パッケージを策定。
- 魚類養殖では飼料が大きなコスト要因。主原料の魚粉が輸入依存であるため、低魚粉飼料の開発や原料の多様化・国産化の推進、昆虫や微細藻類等由来の飼料等の研究を拡大。
- 海面養殖業は天候に左右されやすいこと、機械化の遅れや居住地の制約等から人材確保が課題。水産庁は、ICT・AIを活用した生産管理の高度化等の取組を支援。

カキ養殖業における大量へい死への支援

- ✓ 瀬戸内海を中心に発生した、高水温等によるカキの大量へい死被害を受け、関係省庁が連携して政策パッケージを策定。
- ✓ 高水温が共通的な原因と考えられるホタテガイ養殖へも支援。



へい死したカキ（提供：広島県呉市）

高水温等による カキへい死被害への 政策パッケージ

令和7年12月11日
水産庁 金融庁 出入国在留管理庁
厚生労働省 財務省 国税庁
経済産業省 国土交通省 環境省

【事例】アメリカミズアブと微細藻類の 配合飼料でマダイを養殖

- ✓ 水産研究・教育機構は「昆虫と微細藻類を使った新しい配合飼料」の開発に挑戦。
- ✓ 昆虫（アメリカミズアブ）と微細藻類（オーランチオキトリウム）を原料にした国産の飼料をマダイに与え、従来の魚粉を使ったエサと同じように成長することを確認。



ミズアブ



配合飼料



オーランチオキトリウム

（提供：水産研究・教育機構）

第1節 養殖技術立国の確立

3. 持続的発展に向けたリスクと課題・対策(その2)

- 沿岸の養殖漁場は利用可能な場所が限られ、生け簀の過密化による水質悪化や魚病、赤潮被害を受けやすいといった課題が存在。水産庁では水質が安定し赤潮が発生しにくいなどの利点がある大規模沖合養殖への転換等を支援。
- 成長が早い・病気に強い・餌効率が良いといった有用な特徴を持つ系統を作り出す「育種」が、生産性向上に重要。このため、天然資源への負荷をかけず安定供給を実現するためにも育種を推進する必要。(株)ニッスイでは高成長ブリの開発に成功し、人工種苗の比率向上と天然稚魚依存の低減を実現。
- 赤潮は養殖業等に大きな被害。漁業者は海況のモニタリングや生け簀の移動等の対策を実施。水産庁は引き続き、被害軽減のためのモニタリング体制構築等を支援。

【事例】ブリの大規模沖合養殖

- ✓ 宮崎県串間市の区画漁業権において、令和3(2021)年1月～7(2025)年12月までの間、大型浮沈式生け簀による実証。
- ✓ 実証結果として、①大型生け簀の給餌コストの削減、②高密度ポリエチレン製の素材の生け簀を使用し施設更新コストを削減、③大型網洗浄ロボットにより広範囲の洗浄が可能となり、網洗浄に係る労力を大幅に削減等の成果。



大型浮沈式生け簀

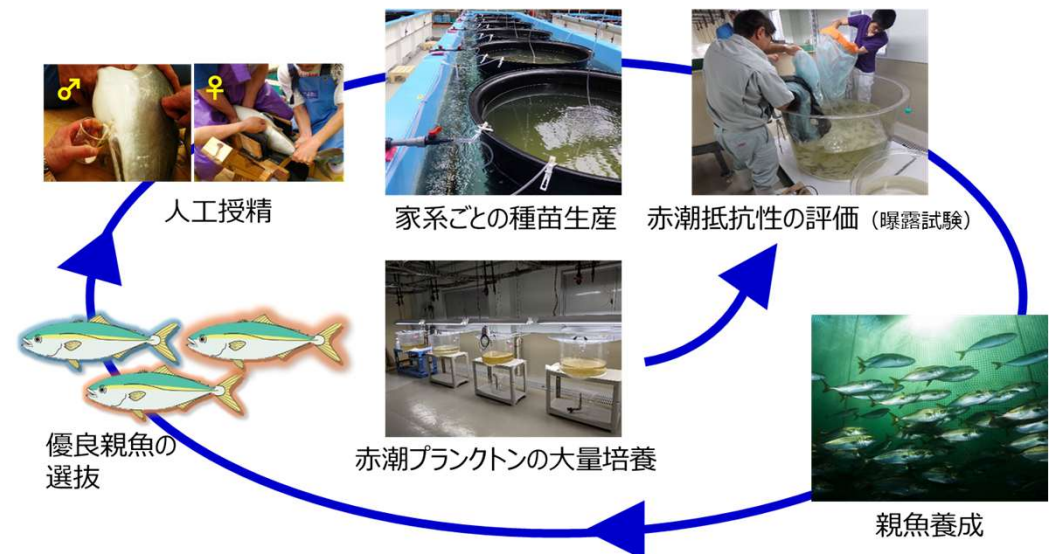


大型網洗浄ロボット

(提供：黒瀬水産株式会社)

【事例】赤潮抵抗性のブリの育種

- ✓ 水産研究・教育機構が取り組んでいる赤潮抵抗性ブリの選抜育種。



第1節 養殖技術立国の確立

4. 養殖業の成長産業化に向けて

- 我が国では人口減少により水産物の国内需要は長期的に減少が見込まれる一方、世界では人口増加や経済成長に伴い水産物需要と貿易の拡大が予想。このため養殖業は、国内需要依存型から脱却し、世界市場への販路拡大により「海外から稼ぐ力」を強化する好機。
- (公財)海洋生物環境研究所が国産カイアシ類を用いた高栄養価の初期餌料の量産技術を開発しており、水産庁もこれを支援。カイアシ類はブリ等の稚仔魚が自然界で摂取する動物プランクトンであり、給餌することでより天然に近い頑健な人工種苗の育成が期待。
- 我が国は養殖に利用可能な優れた技術を有しており、とりわけブリ類は世界で圧倒的シェアを持ち高付加価値化も進展。輸入依存の高いサケ・マス類も国内養殖の技術開発が進展し、輸入依存度の低減や国内水産業の競争力強化が期待。

【事例】 養殖クロマグロの輸出拡大に向けた取組

- ✓ 辻水産株式会社(愛媛県宇和島市)は、生産者と連携して、餌の品質や水温管理、水揚げ手順にこだわった高品質なクロマグロの養殖に取り組み、「だてまぐろ」としてブランド化。米国にも商標登録。
- ✓ 輸出先国の制度への対応のほか、徹底したマーケットインの発想による製品づくりで、10年以上にわたり米国向け輸出を継続。
- ✓ 2024年12月に地域一体となって輸出に取り組むフラッグシップ輸出産地に認定。



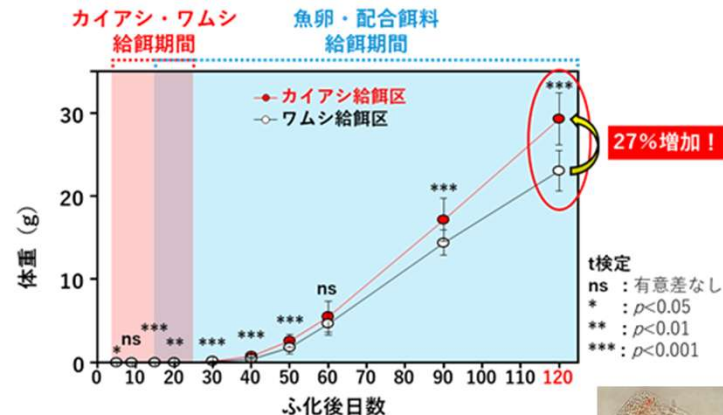
①生け簀からの取り上げ ②冷やし込み ③検品・洗浄・計測 ④梱包 ⑤出荷



水揚げ後約2分で処理を行い、潮水の冷やし込みをすることで鮮度を保持、養殖だからこそ可能な「安心・安全」を維持し、高品質な生産を実現しています。

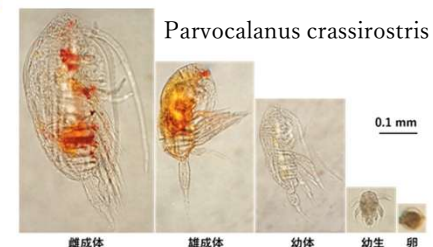
(提供：辻水産株式会社)

カイアシ類を用いたマダイ種苗生産予備試験



カイアシ類:

Parvocalanus crassirostris



カイアシ及びビシオミズツボワムシ (ワムシ) を給餌した成長比較試験 (予備) の結果

(提供：公益財団法人海洋生物環境研究所)

第2節 うなぎ養殖業における取組

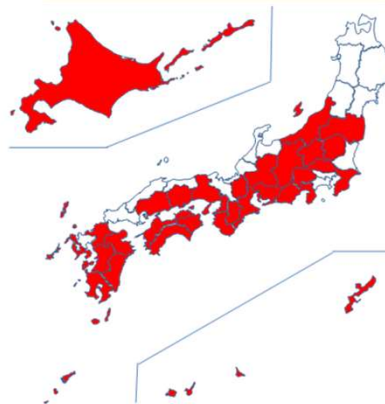
1. ウナギの資源管理

- 我が国は、中国・台湾・韓国と協力してウナギ資源を持続的に管理するため協議を重ね、平成26(2014)年に共同声明を発出。稚魚の池入数量上限等を毎年協議。
- 平成27(2015)年にうなぎ養殖業が農林水産大臣の許可制となり、許可者ごとに稚魚の池入数量に上限を設定し、水産庁への池入等の報告を義務付け。
- 未報告・密漁等により、稚魚の採捕報告数量と池入数量からの推定量に乖離が生じている背景から、令和5(2023)年に稚魚採捕を都府県知事の許可制とし罰則を強化。さらに令和7(2025)年12月には水産流通適正化法も適用。

令和8年漁期におけるにほんうなぎ養殖業の許可件数と池入割当量

都道府県名	許可件数	池入割当量 (単位:トン)
千葉県	4	0.1
静岡県	55	2.1
愛知県	117	5.0
三重県	7	0.4
徳島県	27	0.5
香川県	18	0.1
高知県	20	0.6
福岡県	17	0.1
大分県	11	0.2
熊本県	15	0.3
宮崎県	44	3.5
鹿児島県	65	8.6
その他 (19道府県)	37	0.2
全国計	437	21.7

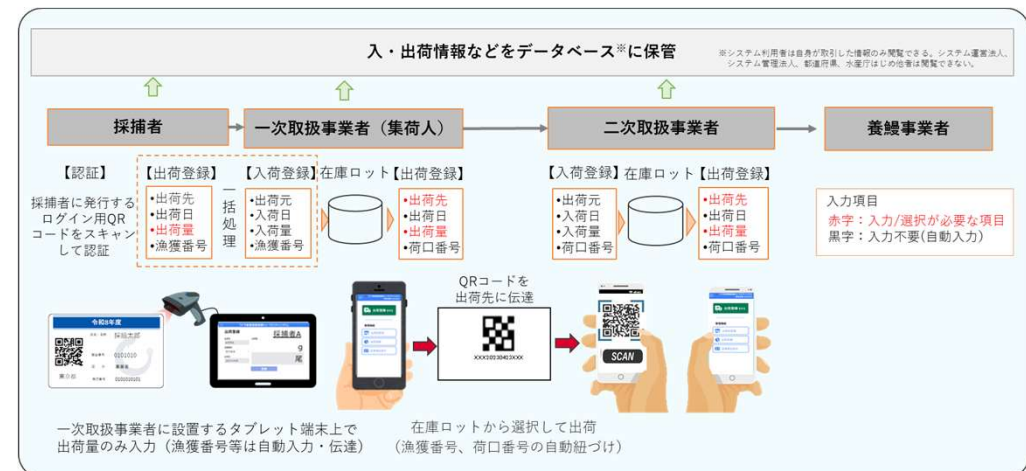
許可を受けたにほんうなぎ
養殖業者:
31道府県



注：令和7年11月現在の許可件数と池入割当量について、都道府県別に整理

(コラム) 特定第一種水産動植物等への適用に係る対応

- ✓ 令和7(2025)年12月から、全長13cm以下のウナギ稚魚に水産流通適正化法が適用。販売事業者には届出、情報伝達、取引記録の作成・保存、輸出時の証明書添付が義務化。水産庁は「シラスウナギトレーサビリティ支援システム」の開発を支援し、効率化を実現。



シラスウナギトレーサビリティ支援システムの概略(提供：株式会社デンソー)

第2節 うなぎ養殖業における取組

2. ウナギの完全養殖の進展とCITESをめぐる国際情勢

- ニホンウナギの養殖は稚魚を天然資源に依存。水産庁は、産卵・ふ化技術、飼料、飼育水槽、自動給餌、育種等の技術開発を進め、人工種苗の社会実装を推進。
- 人工種苗は天然種苗より生産コストが高く(約180～600円に対し約1,800円(令和5(2023)年時点))、社会実装にはさらなるコスト低減が必要。大量生産を効率的かつ安定的に行うための技術開発・改良を推進。
- EU等はウナギ属全種のCITES附属書Ⅱ掲載を提案。我が国は資源状況や類似性のみの一括規制は過剰であるとして明確に反対を表明。関係国・国際機関への説明、CITESでの現場や事前の各種会合での発信、外交ルートを通じた働きかけを関係省庁が連携して実施。その結果、令和7(2025)年11～12月の締約国会議において本提案は否決。また、同会議ではウナギ属の保存管理の促進を促す決議がコンセンサスで採択。

【事例】 ウナギ種苗の大量生産システムの実証

- ✓ 水研機構・ヤンマーHD(株)・(一社)マリノフォーラム21は、ウナギ人工種苗の量産化に向けて新型FRP製水槽を開発し、1槽あたり約1,000尾の生産と従来比約20分の1のコスト低減を実現。
- ✓ 令和6(2024)年12月に特許を取得。



開発したウナギ種苗量産用水槽

(提供：水産研究・教育機構)

第20回ワシントン条約（CITES）締約国会議の第一委員会における投票の結果

投票結果(投票国 135カ国)

賛成: 35か国

反対: 100か国

※提案は投票国の3分の1を上回る反対があれば否決される。



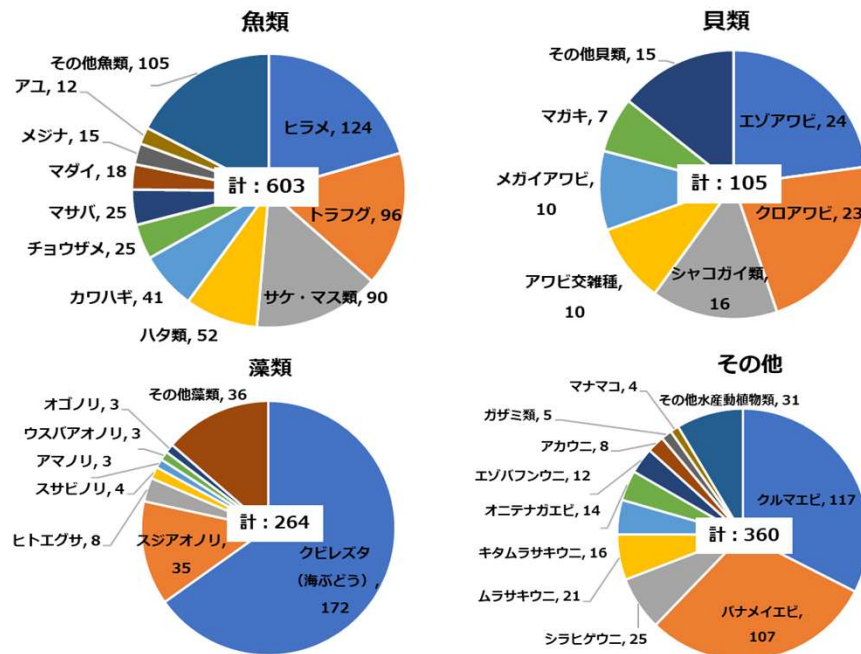
会合の様子 (出典：外務省ウェブサイト)

第3節 養殖業の今後の可能性 ―陸上養殖―

陸上養殖業の現状と新技術による展望

- 気候変動による漁業・養殖業の生産量減少を背景に、様々な形態の事業者が陸上養殖に参入。従来の漁業・養殖業と陸上養殖の両軸により、安定的な生産による輸入依存の低減と、我が国の食料安全保障への貢献を期待。
- 我が国では、持続可能な食料供給、地域振興の観点から、大手資本による大規模閉鎖循環式施設やスタートアップ等の多様な事業者が陸上養殖に挑戦し、水処理・浄化技術やゲノム技術を用いた品種開発等、実証・商業化に向けた事業が展開。
- 我が国は陸上養殖を戦略的に育成し、国内外市場の獲得や技術・ノウハウの蓄積、国内外への展開を進め、富の呼び込み及び食料安全保障の確保への貢献を図る。

陸上養殖種類別の届出件数（延べ件数）



【事例】最先端のゲノム関連技術による新品種開発

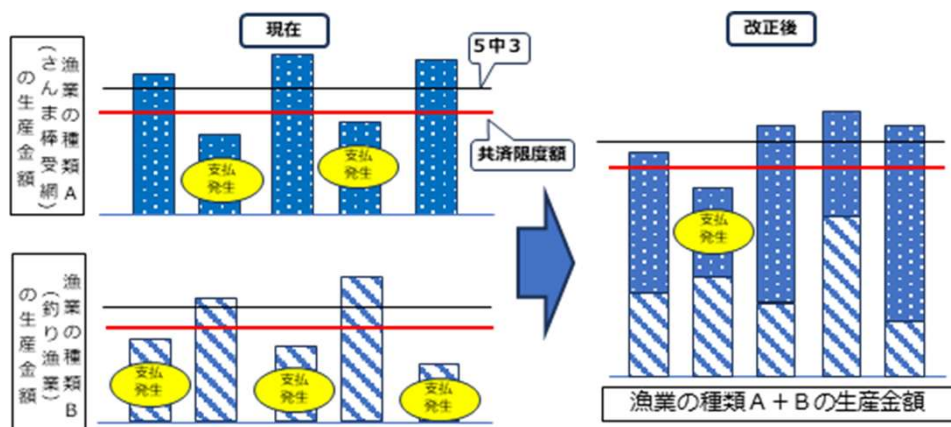
- ✓ リージョナルフィッシュ株式会社は、最先端のゲノム関連技術を用いて水産物の品種改良を進めるスタートアップ企業。
- ✓ 餌料効率の良いマダイ、高成長かつ餌料効率の良いトラフグ、高成長かつ高温耐性のヒラメ等の開発に成功。



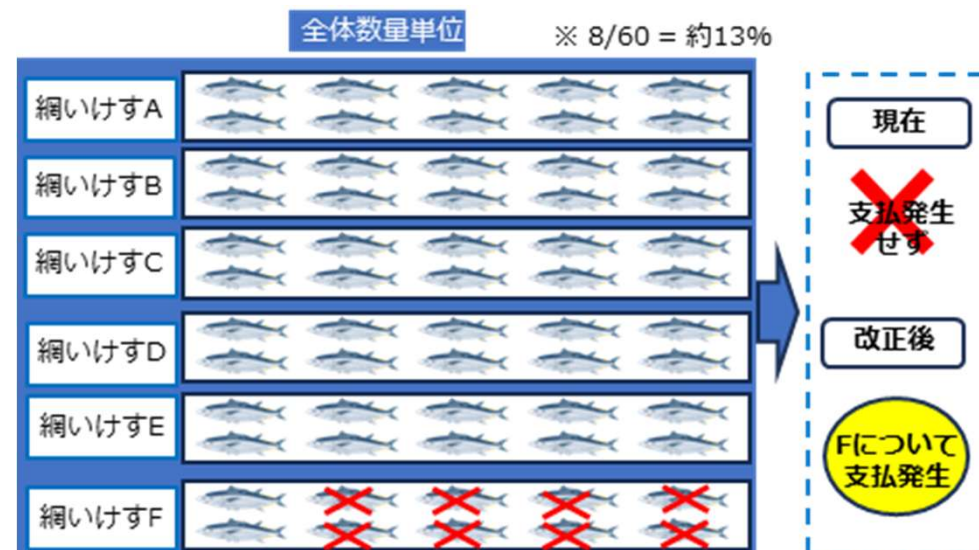
品種改良されたトラフグ
（提供：リージョナルフィッシュ株式会社）

- 「ぎょさい」として親しまれる漁業共済は漁業災害補償法に基づき運営。前回の改正から約10年が経ち、制度が現場の実態に合わなくなったため、令和7(2025)年2月に「漁業災害補償法の一部を改正する法律案」を提出し、同年4月に成立。令和8(2026)年4月施行。
- 改正法では、海洋環境変化による資源変動に対応し複合的な漁業経営を支えるため、複数の漁業種類をまとめて契約できる方式を創設。掛金割引も導入。
- 網生け簀の大型化や漁場の承継等により、魚類養殖業の一経営体当たりの生産量は40年で4倍以上に拡大。改正法では、養殖魚全体の損害割合に関係なく、網生け簀単位で80%以上の甚大な損害が生じた場合にも共済金を支払う特約を追加。
- 海洋環境変化や多発する災害により漁業共済の必要性・重要性が高まっており、漁業者の経営安定に向けた加入を促進。

複数の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設



網いけす単位での損害状況に応じた共済金の支払方式を加える特約の追加



- 明治から昭和初期にかけて、動力船や機械製網、冷凍技術、ディーゼル機関の普及により、水産業が近代化し、漁場が沿岸から外洋へ拡大。
- 戦争の影響で漁業は壊滅状態となり、食料不足が深刻化。戦後のサンフランシスコ平和条約発効後は国際協定の下で世界の海で操業し、昭和48(1973)年に遠洋漁業がピークを迎えるも、その後は国際的に200海里漁業体制が定着。

―昭和の激動の中で一旦停止したものの再開を果たした捕鯨業―

- クジラは、戦後の深刻な食料事情において、当時消費された動物性たんぱく質の約半分を占めた。捕鯨業は、その後の高度経済成長期の国民の食生活を支えた。
- 昭和57(1982)年の国際捕鯨委員会(IWC)による商業捕鯨モラトリアムの決定により、昭和63(1988)年から商業捕鯨が中断。我が国は令和元(2019)年6月末に国際捕鯨取締条約を脱退し、同年7月から十分な資源が存在する大型鯨類を対象に、我が国の領海・EEZで商業捕鯨を再開。水産庁は、引き続き、鯨肉の魅力発信や持続的利用の促進を支援。

我が国の領海とEEZで操業する捕鯨船



捕鯨船：勇新丸



捕鯨母船：関鯨丸

各地で引き継がれているクジラ料理



竜田揚げ（北海道釧路市）



くじらの刺身（山口県下関市）

- IUU(違法・無報告・無規制)漁業の根絶に向け、国際的な取組が進展。各地域漁業管理機関では、正規漁船のポジティブリスト化やIUU関与船舶のネガティブリスト化が進み、掲載船舶への国際的な取締体制が整備。さらに、いくつかの同機関では、漁獲証明制度により、IUU漁業由来の漁獲物の流通を防止。
- 我が国周辺では外国漁船が多数操業しており、水産庁はEEZにおける漁業取締りを強化。さらに、北太平洋公海では北太平洋漁業委員会(NPFC)や中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の保存管理措置の遵守状況を確認するため乗船検査を行い、違反船を船籍国や関係機関へ通報。
- 我が国は、IUU漁業由来の水産物の流入を防ぐため、外為法に基づく事前確認等でマグロ類等の輸入管理措置を実施。また、水産流通適正化法に基づき、サバ・サンマ・マイワシ・イカの輸入時について、外国政府発行の適法採捕証明書等の添付を義務付け。

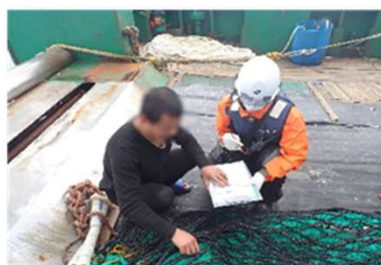
外国漁船等の違法操業への対応



立入検査のため外国漁船に移乗する漁業監督官

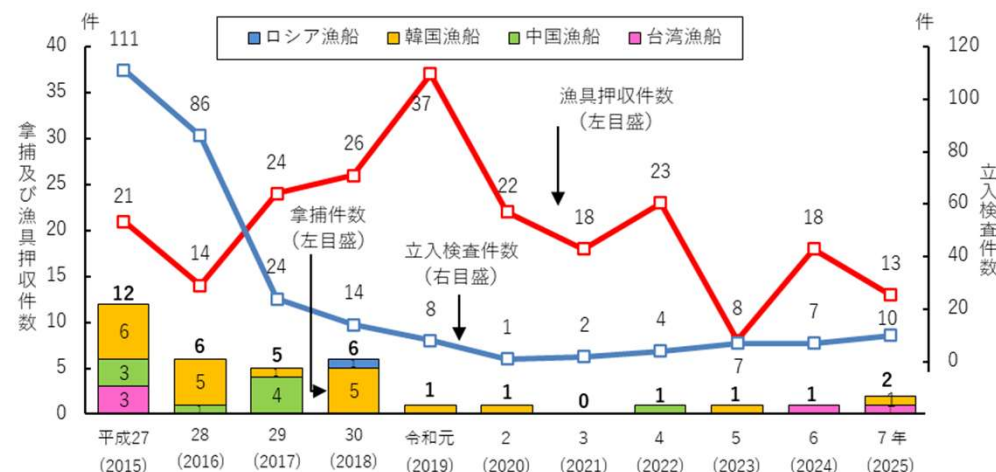


沖縄周辺海域における拿捕対応



外国漁船への公海乗船検査を行う漁業監督官

水産庁による外国漁船等の拿捕・立入検査等の件数の推移



資料：水産庁調べ

注：公海における乗船検査を含まない。

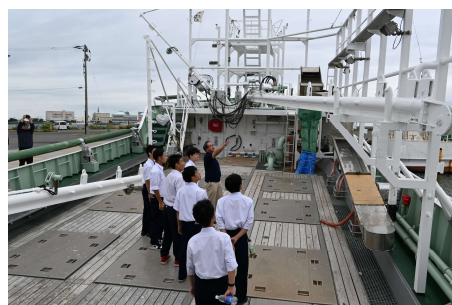
- 新規就業者の約7割が他産業からの転職であり、漁業の担い手確保と育成が地域活性化の観点からも重要。水産庁は漁業就業相談会の開催やインターンシップの受入れ、漁業学校で学ぶ者に対する資金の交付、OJT研修等、新規就業者の段階に応じて支援。
- 漁業就業者の減少と高齢化の中、若者に漁業の魅力を伝えて就業につなげることが重要。水産庁と関係業界等は水産高校生を対象とした漁業ガイダンス等を各地で実施し、地域の漁業者との連携強化や次世代育成に寄与。
- 令和6(2024)年に関係法の一部改正が改正され、技能実習制度に代わる育成就労制度が創設。令和8(2026)年1月には、漁業分野や飲食料品製造業(水産加工業を含む)等における特定技能・育成就労に関する分野別運用方針が閣議決定。今回、飲食料品製造業分野の中で水産加工の業務区分を切り分けたことにより、水産加工業で受け入れる外国人材の専門性向上と水産業への一層の貢献が期待。

令和7年度の漁業ガイダンス

- ✓ 水産高校生を対象とした「漁業ガイダンス」を各地で実施。
- ✓ 令和7年6月に静岡県焼津市、7月に青森県八戸市で「漁師の仕事！船と漁業を知る授業」を開催。



漁業ガイダンスの参加者（焼津市）



さんま棒受網漁船見学（八戸市）

（提供：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター）

【事例】さんま棒受網・遠洋まぐろはえ縄漁業の兼業

- ✓ さんま棒受網漁業の漁期(8～12月)以外の時期には遠洋まぐろはえ縄漁業を行い、漁船を通年稼働。
- ✓ 漁船を通年稼働させることで、乗組員の長期的で安定した雇用が確保。



遠洋まぐろはえ縄漁業



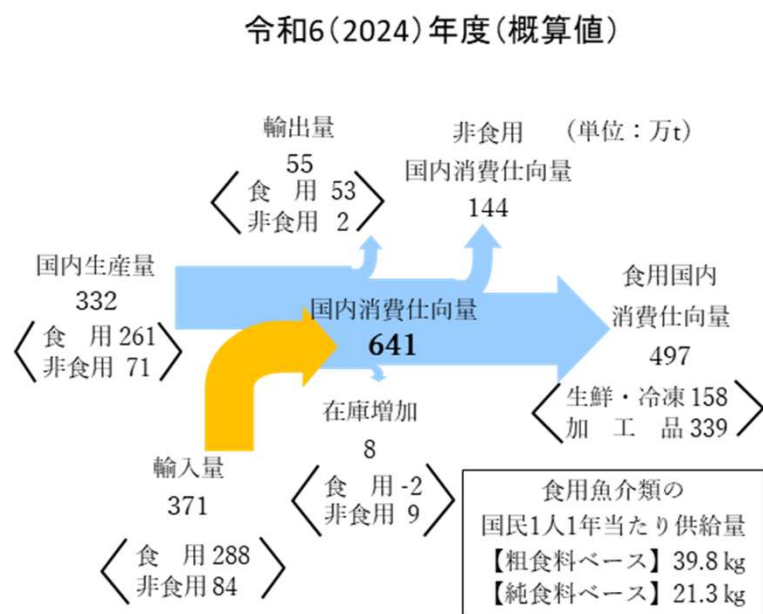
さんま棒受網漁業

（提供：池田水産株式会社）

(1) 水産物需給の動向

- 令和6(2024)年度の魚介類の国内消費仕向量は641万t(原魚換算ベース、概算値)。うち497万t(78%)が食用、144万t(22%)が非食用(飼肥料)。
- 令和6(2024)年度の食用魚介類の自給率(概算値)は、52%。

我が国の魚介類の生産・消費構造



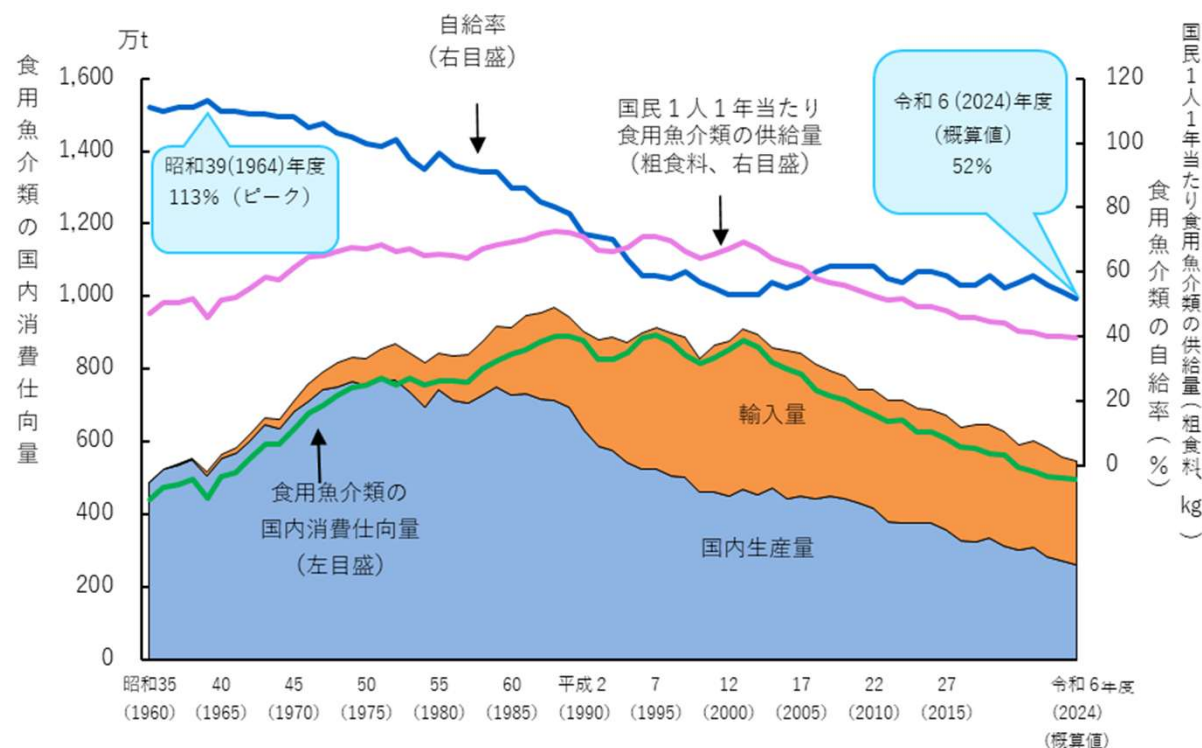
資料: 農林水産省「食料需給表」

注: 1) 数値は原魚換算したものであり(純食料ベースの供給量を除く。)、海藻類及び捕鯨業により捕獲されたもの及び鯨類科学調査の副産物を含まない。

2) 原魚換算とは、輸入量、輸出量等、製品形態が品目別に異なるものを、製品形態ごとに所定の係数により原魚に相当する量に換算すること。

3) 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量であり、純食料とは、粗食料から通常の食習慣において廃棄される部分(魚の頭、内臓、骨等)を除いた可食部分のみの数量。

食用魚介類の自給率の推移



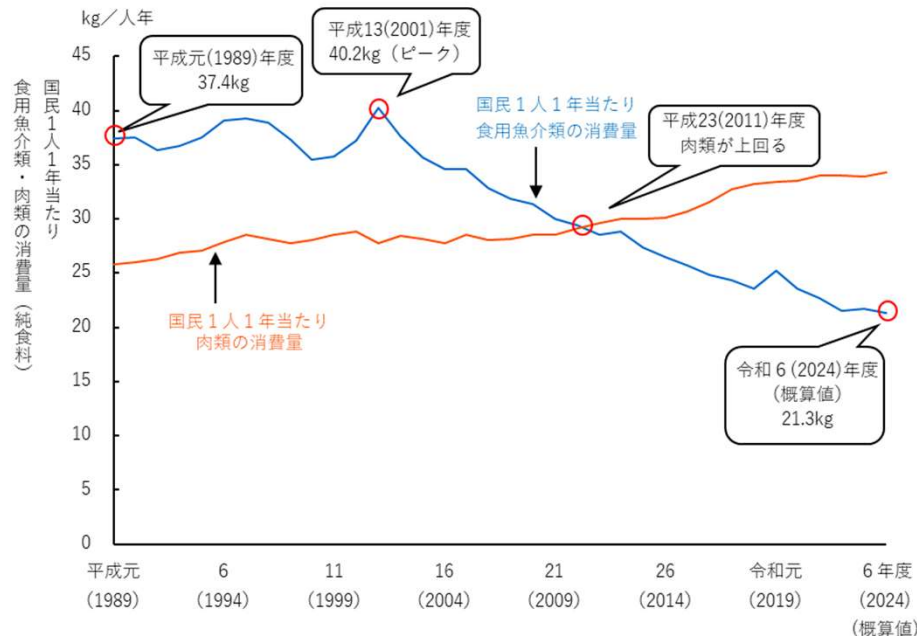
資料: 農林水産省「食料需給表」

注: 自給率(%) = (国内生産量 ÷ 国内消費仕向量) × 100。国内消費仕向量 = 国内生産量 + 輸入量 - 輸出量 ± 在庫の増減量。

(2) 水産物消費の状況、水産物の消費拡大の取組

- 食用魚介類の1人1年当たりの消費量(純食料ベース)は、平成13(2001)年度の40.2kgをピークに減少傾向で、平成23(2011)年度以降は、肉類の1人1年当たりの消費量を下回り、令和6(2024)年度は、21.3kg(概算値)。
- 水産庁は、毎月3～7日を「さかなの日」として水産物の消費拡大に向けた官民の取組を推進。「さかな×サステナ」をコンセプトに、全国の小売・外食・加工業者など幅広い賛同メンバーが販売フェア開催や限定メニューの提供、健康情報発信等の多様な取組を展開し、連携事例も拡大。
- 学校給食や課外授業を通じて子どもが水産物に親しむ機会を増やすことが、魚食文化の継承に重要。漁業者による出前授業等の「ぎょしょく教育」への注目の高まり。

食用魚介類の1人1年当たり消費量の変化
(純食料ベース)



資料：農林水産省「食料需給表」

「さかなの日」アンバサダー・応援団・応援隊



「さかなの日」アンバサダー さかなクンと
「さかなの日」応援団のサザエさん一家

新体制となった「さかなの日」応援隊

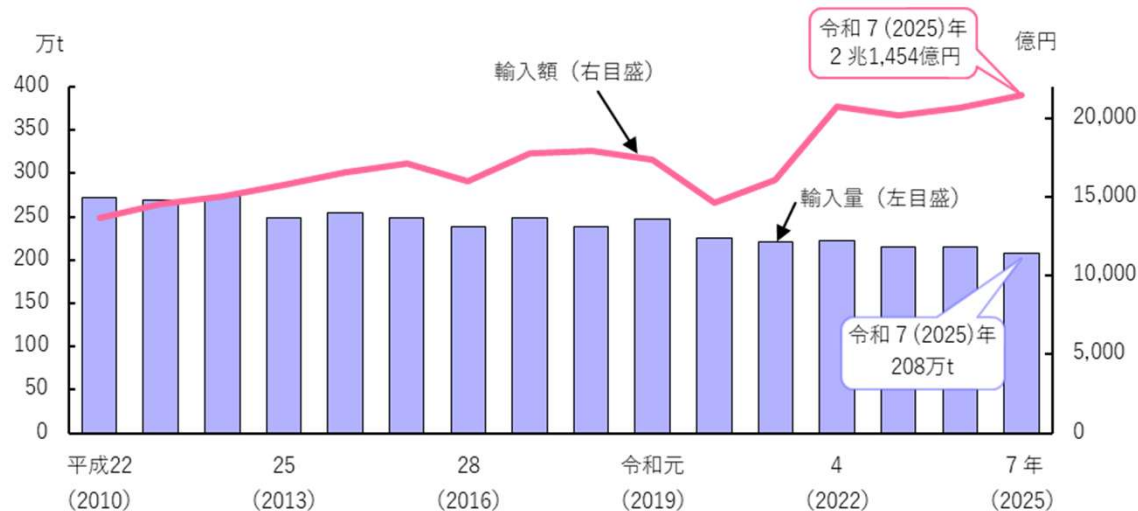


(3) 水産物貿易の動向

ア 水産物輸入の動向

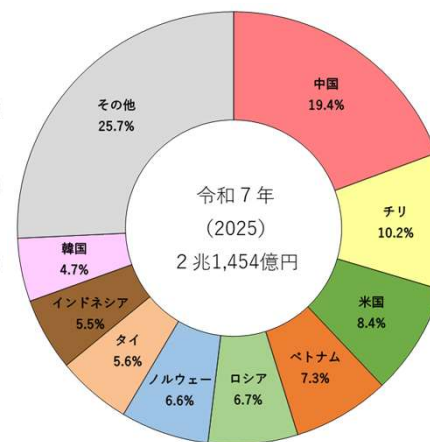
- 令和7(2025)年の水産物輸入量(製品重量ベース)は、前年比3.4%減少の208万t。輸入額は前年比3.8%増加の2兆1,454億円。
- 主な輸入先国・地域は中国、チリ、米国。品目別では、サケ・マス類、カツオ・マグロ類、エビ等が輸入額の上位。

我が国の水産物輸入量・輸入額の推移、輸入先国・地域・品目内訳

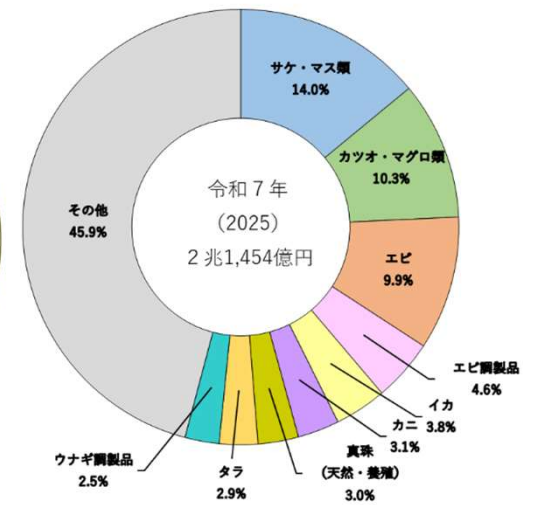


資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

<輸入先国・地域>



<輸入品目>

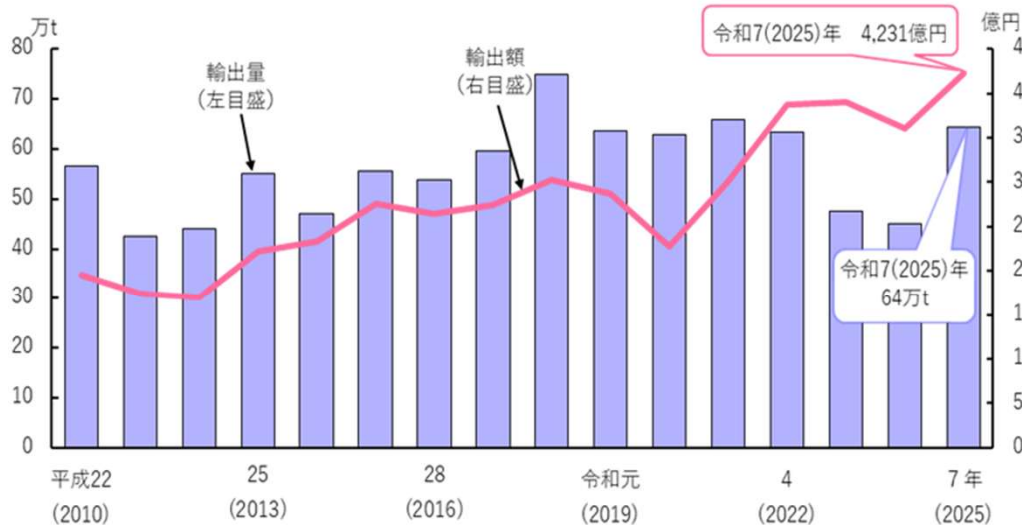


資料：財務省「貿易統計」(令和7(2025)年)に基づき水産庁で作成

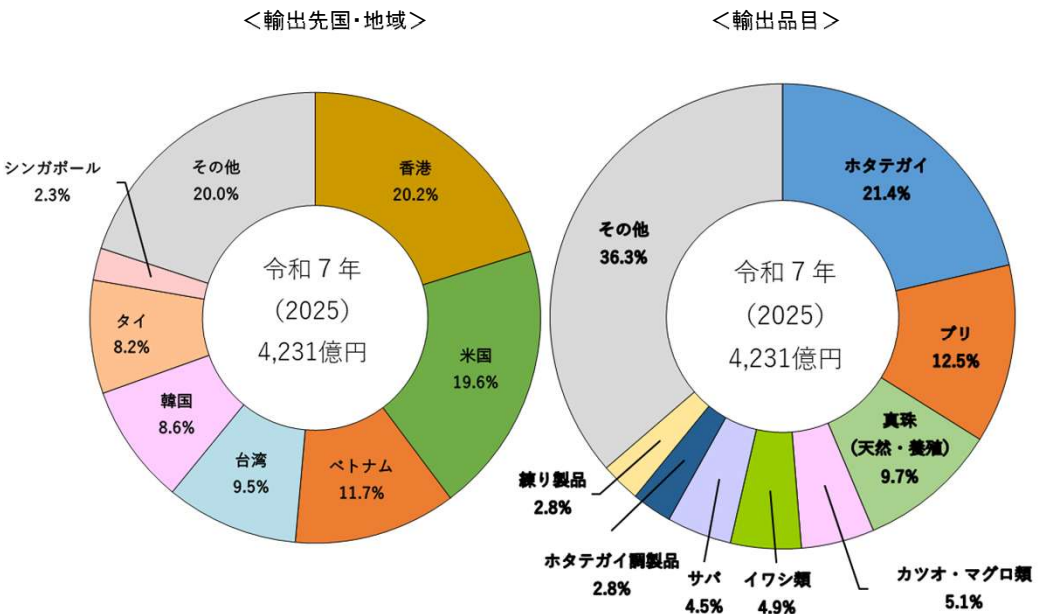
イ 水産物輸出の動向

- 令和7(2025)年の水産物輸出量(製品重量ベース)は、前年比42.9%増の64万t。輸出額は、前年比17.2%増で過去最高の4,231億円。
- 主な輸出先国・地域は香港、米国、ベトナム。品目別では、ホタテガイ、ブリ、真珠が輸出額の上位。
- 輸出重点品目ごとに設定されている輸出額目標に対して、水産物では、ホタテガイ、真珠、錦鯉の3品目で目標額を達成。
- 令和7(2025)年5月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を全面改訂し、水産物では新たにカキ・カキ加工品、ホタテガイ加工品が輸出重点品目に追加。ブリ、タイ、ホタテガイ・ホタテガイ加工品、カキ・カキ加工品、真珠及び、錦鯉の計6品目が輸出重点品目として選定。

我が国の水産物輸出量・輸出額の推移、輸出先国・地域・品目内訳



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

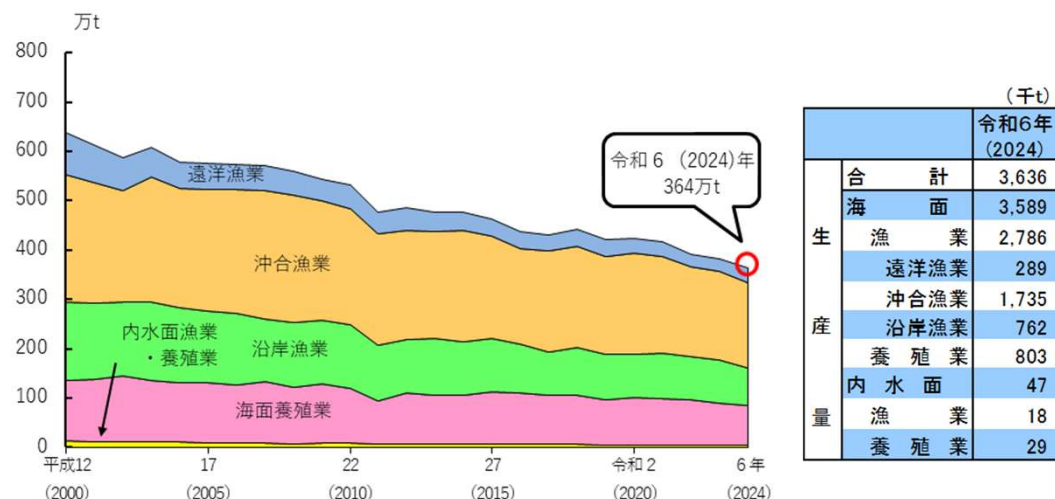


資料：財務省「貿易統計」(令和7(2025)年)に基づき水産庁で作成

(1) 漁業・養殖業の国内生産の動向

- 令和6(2024)年の漁業・養殖業生産量は、前年から約19万t減の約364万t。うち海面漁業は前年から約14万t減の約279万t。マイワシ、ウルメイワシ等が減少。海面養殖業は約5万t減の約80万t。内水面漁業・養殖業は約5千t減の約5万t。
- 令和6(2024)年の漁業・養殖業の生産額は、前年から約541億円減の約1兆6,297億円。うち海面漁業は約604億円減の8,915億円、海面養殖業は約121億円増の約6,077億円、内水面漁業・養殖業は約58億円減の約1,305億円。

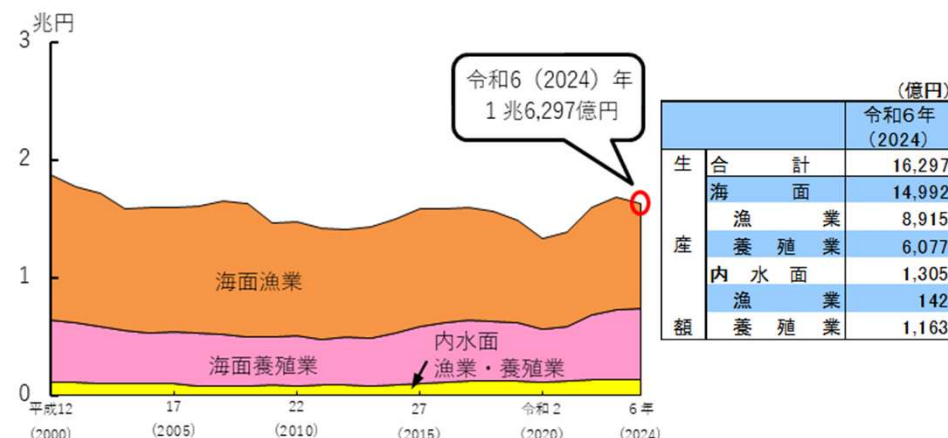
漁業・養殖業の生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業の生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」について、平成18(2006)年までは、動力漁船のトン数等を基準に区分しており、平成19(2007)年以降漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19(2007)～22(2010)年までの数値は推計値となっている。平成23(2011)年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

漁業・養殖業の生産額の推移



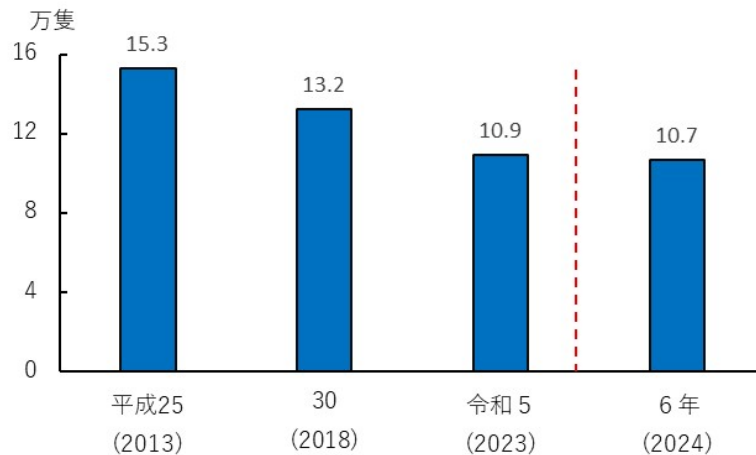
資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

注：漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等を乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。

(2) 漁業の経営の動向

- 漁船隻数は減少傾向にあり、高船齢化が進行。
- 漁船は基幹的な生産設備であり、水産庁は、漁船リース事業や、もうかる漁業事業を通じ、高性能漁船の導入等による収益性向上に向けた取組を支援。
- 漁業者が主に使用しているA重油価格は、国内の物価高や為替相場の変動等様々な要因により、高値水準で推移。
- 水産庁は、燃油の価格高騰対策として、漁業経営セーフティーネット構築事業等を措置。

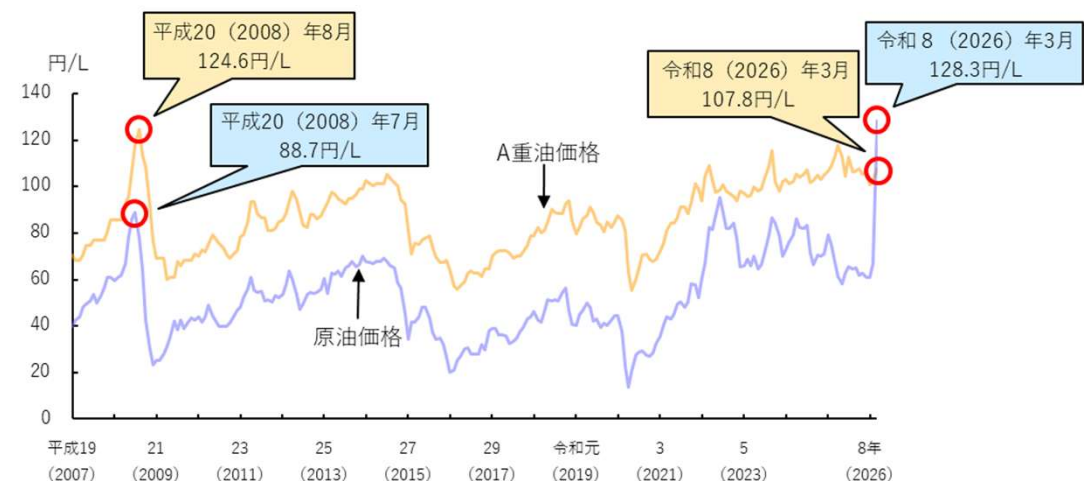
漁船の隻数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」(平成25(2013)、30(2018)及び令和5(2023)年)及び「漁業構造動態調査」(令和6(2024)年)

注：漁船とは、調査日(各年11月1日)時点で保有しており、過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほか付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。

燃油価格の推移

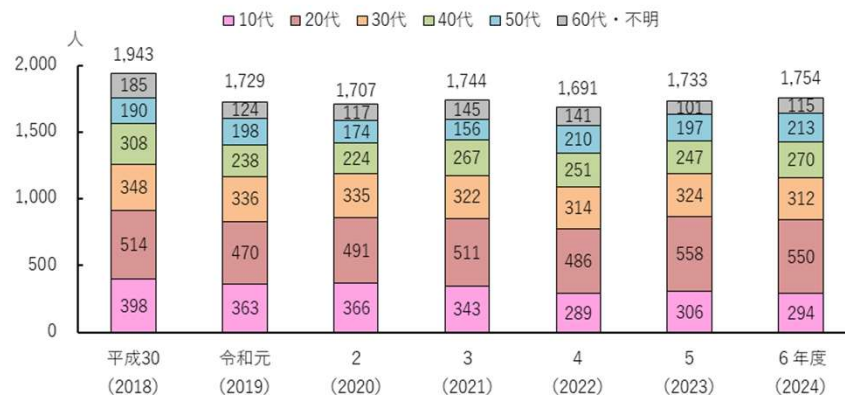


資料：水産庁調べ

(3) 漁業の就業者・漁業労働環境とスマート水産業推進に向けた技術活用

- 漁業就業者数は一貫して減少傾向の中、新規就業者数はおおむね1,700人程度で推移。
- 航海期間の長い遠洋漁業では海技士の取得機会の不足や若手人材の減少により、高齢化と人手不足が深刻化。このため、関係団体や政府は人材確保の取組や研修・免許取得等を支援。
- 漁船事故のうち、死者・行方不明者が最も多いのは海中転落。海中転落時には、ライフジャケットの着用が生存に大きな役割（非着用の場合と比べ約1.6倍の生存率）。
- 漁業・養殖業では、ICT・IoT・AI等の情報技術、ドローン等、先端技術の導入・普及が水産業の成長に向けて重要。

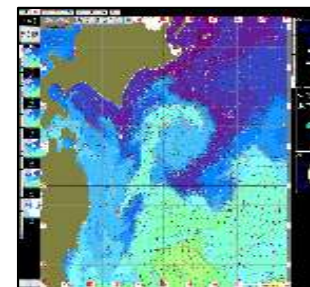
新規漁業就業者数の推移



資料：都道府県が実施している新規就業者に関する調査から水産庁で推計

スマート水産業が目指す将来像

- ✓ 200種程度の水産資源を対象に、資源評価
- ✓ AIやロボット等により荷捌き・加工現場を自動化
- ✓ AI技術等を利用した漁場形成・漁海況予測システムを活用し、漁業の効率化を実現



漁場形成予測システム

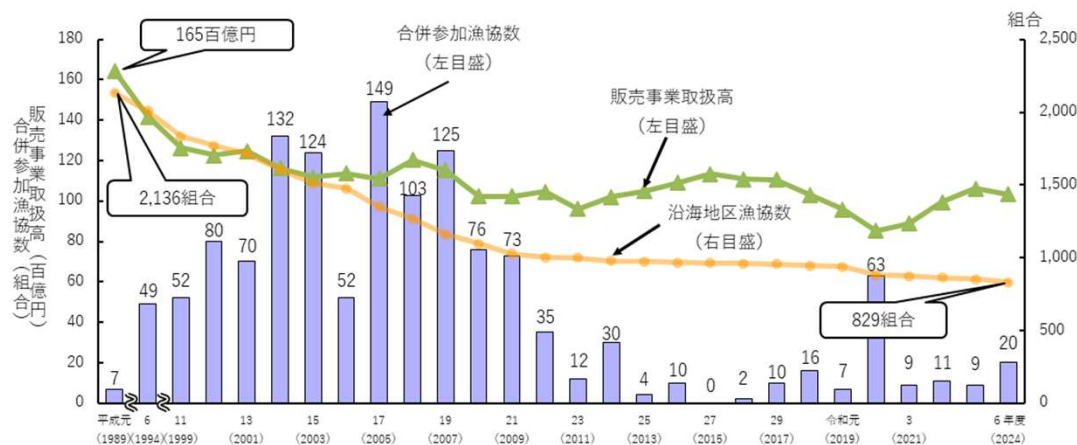


画像センシング技術を用いた自動選別

(4) 漁業協同組合の動向、水産物の加工・流通の動向

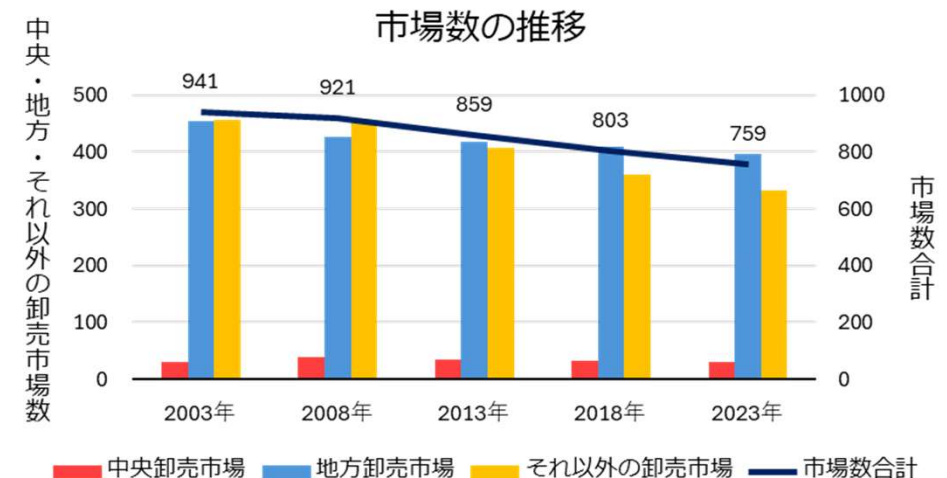
- 漁協は販売等の事業の実施など漁業経営の安定・発展に貢献。水産資源の適切な利用や管理等、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織。令和7(2025)年3月末時点の組合数(沿海地区)は829組合。合併等により組合の経営基盤等の強化を図る必要。
- 卸売市場は、水揚げした漁獲物を扱う産地卸売市場と、多様な水産物を集荷し、用途別に仕分け、買受人に販売する消費地卸売市場が存在。産地市場は小規模な市場が多く、価格形成力の弱さや高い固定経費等が課題。市場の統廃合等による市場機能の維持・強化を図る必要。
- 水産加工場は沿海地域に立地し、漁業とともに漁村地域の活性化に寄与する一方、水産加工業は経営体力や人手不足、原材料調達難等が課題。これに対応するため、水産庁は、生産から販売までをつなぐバリューチェーンの構築等の取組や、漁協と加工協等の連携強化等を支援。

沿海地区漁協数、合併参加漁協数
及び販売事業取扱高の推移



資料：水産庁「水産業協同組合同年次報告」（沿海地区漁協数）、「水産業協同組合統計表（販売事業取扱高）」及びJF全漁連調べ（合併参加漁協数）

産地卸売市場における市場数の推移

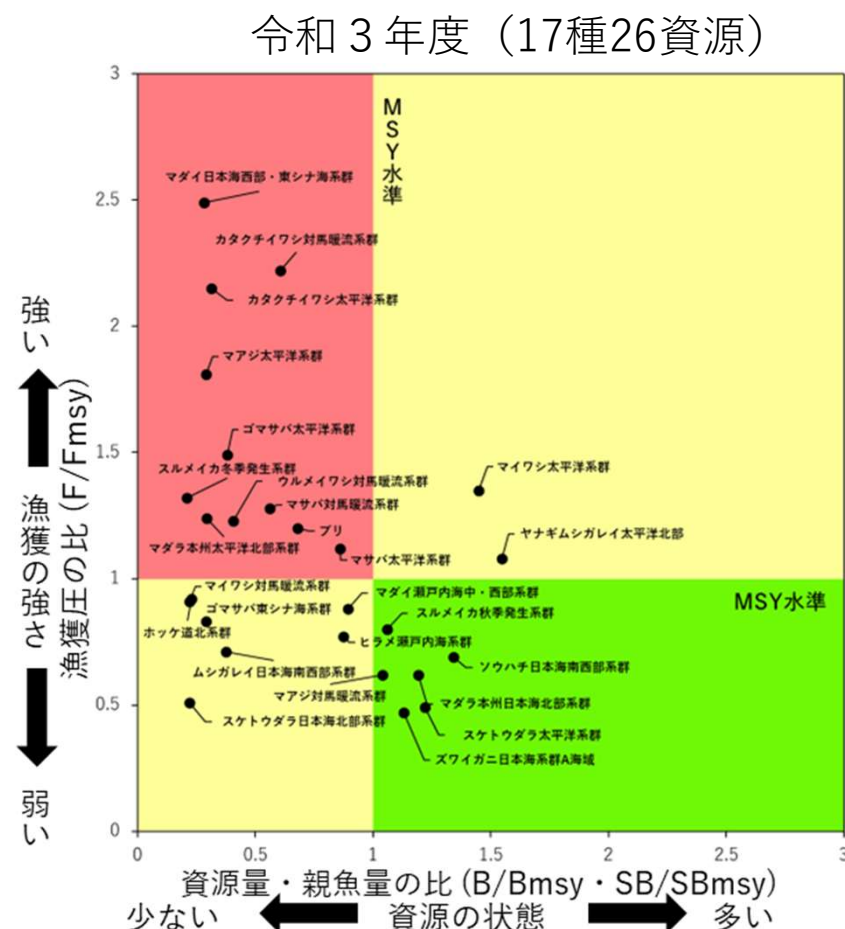


資料：農林水産省「漁業センサス」及び「卸売市場データ集」に基づき水産庁で作成

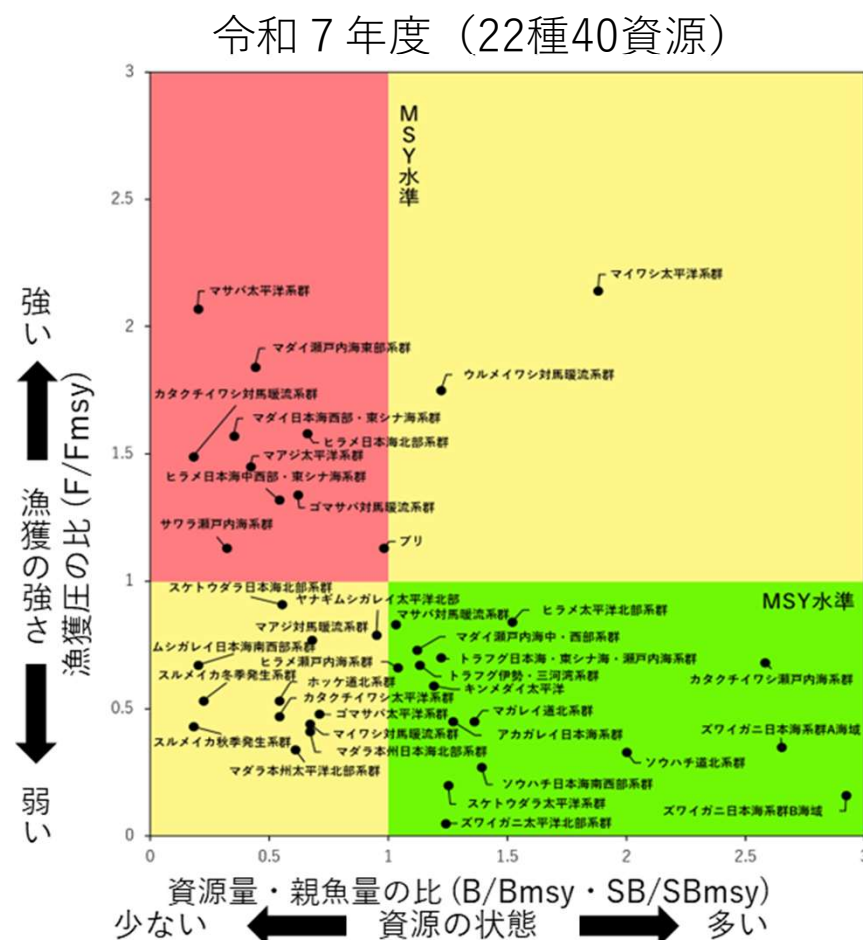
(1) 我が国の資源評価

- 資源評価対象種を平成30(2018)年度の50種から、令和3(2021)年度までに192種に拡大。
- 資源評価対象種のうち、最大持続生産量(MSY)を達成するための資源量と漁獲の強さの算出を令和7(2025)年度までに22種40資源に実施。

MSYをベースとした資源評価



対象資源の増加
資源状況の変化



資料:水産庁・国立研究開発法人水産研究・教育機構「我が国周辺の水産資源の評価」に基づき水産庁で作成
なお、資源の名称については、資源評価当時に使用されていた名称で記載

(2) 我が国の資源管理(その1)

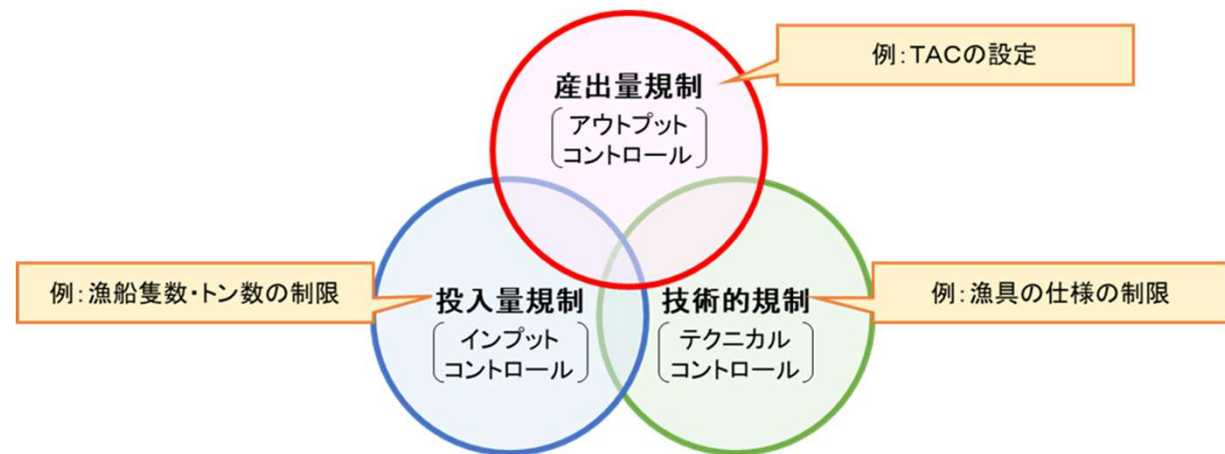
➤ 資源管理とは、漁業活動を調整し必要な資源量の水準を確保しながら水産資源の持続的な利用を図る取組であり、その手法は、

- 1) 投入量規制
- 2) 技術的規制
- 3) 産出量規制(TAC管理)

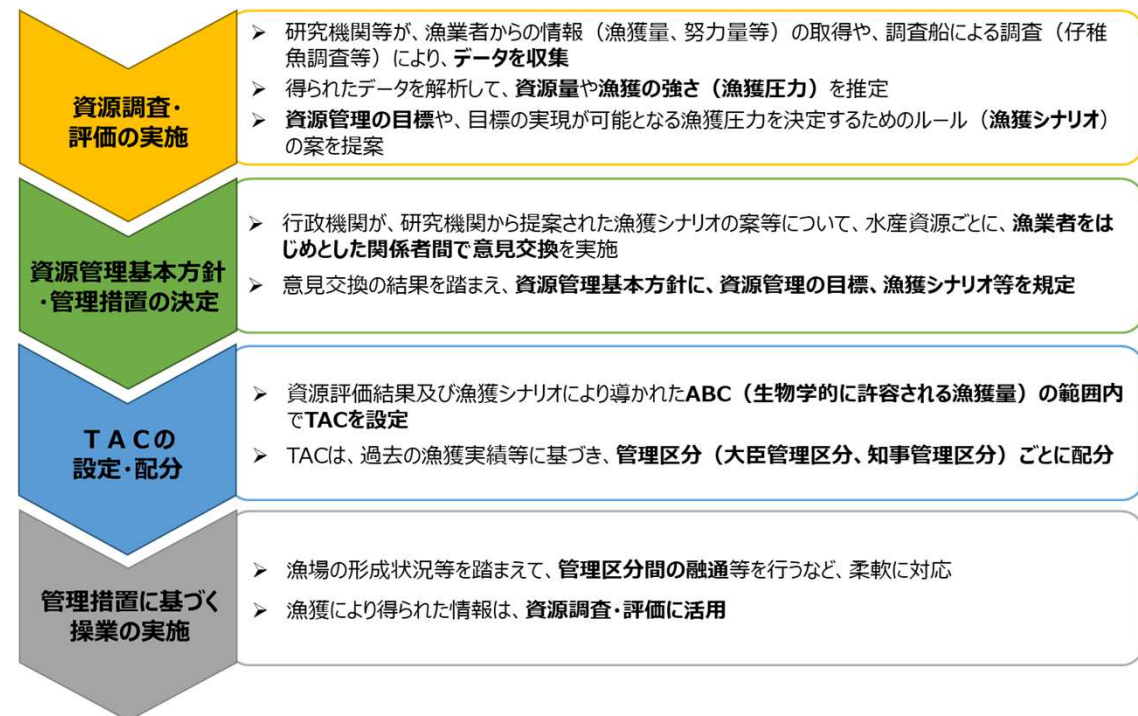
の三つに大別。

➤ 漁業法では、MSY(最大持続生産量)を実現するために維持し、又は回復させるべき資源量の水準の値を資源管理の目標とし、目標達成の手法はTAC管理が基本。

資源管理手法の相関図



TAC管理の流れ



(2) 我が国の資源管理(その2)

- 漁業法に基づいて、「資源管理基本方針」を令和2(2020)年10月に策定。
- 同方針には、資源管理の基本的事項、資源ごとの管理目標、特定水産資源、TAC管理に必要な区分設定・配分基準等を規定。
- TAC資源の拡大は新ロードマップに沿って進められ、資源評価の状況や地域経済上の重要性等を踏まえ、優先度を決定。令和8(2026)年4月時点で漁獲量ベース7.7割まで拡大。
- TAC資源拡大に当たっては、水産政策審議会の部会で資源評価や現場意見を踏まえた検討を行い、その結果を基に水産庁が目標や漁獲シナリオ案を公表・説明し、ステークホルダー会合等を経て導入。令和2(2020)年以降は6種12資源が新たにTAC資源に追加され、導入初期には柔軟運用と段階的实施による「ステップアップ管理」を採用。

TAC資源拡大に向けた検討プロセス

- 検討のプロセスは、「公表」⇒「検討部会」⇒「SH会合」⇒「水政審」という流れが基本。
- ①「**公表**」…資源評価結果が公表されるタイミングを示す。(令和4年度以降は説明会も実施)
- ②「**検討部会**」…資源管理手法検討部会の開催のタイミングを示し、ここでは論点や意見の整理を実施。
- ③「**SH会合**」…資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の開催のタイミングを示し、ここでは従来のTAC資源と同様に、MSYベースの資源管理目標やそれを達成するための漁獲シナリオの議論を行うとともに、新たにTAC管理を行うにあたっての課題解決について議論。
- ④「**水政審**」…水産政策審議会資源管理分科会の開催のタイミングを示し、ここでは新規TAC資源を追記した資源管理基本方針案を諮問・答申。

◎「ぶり」の例



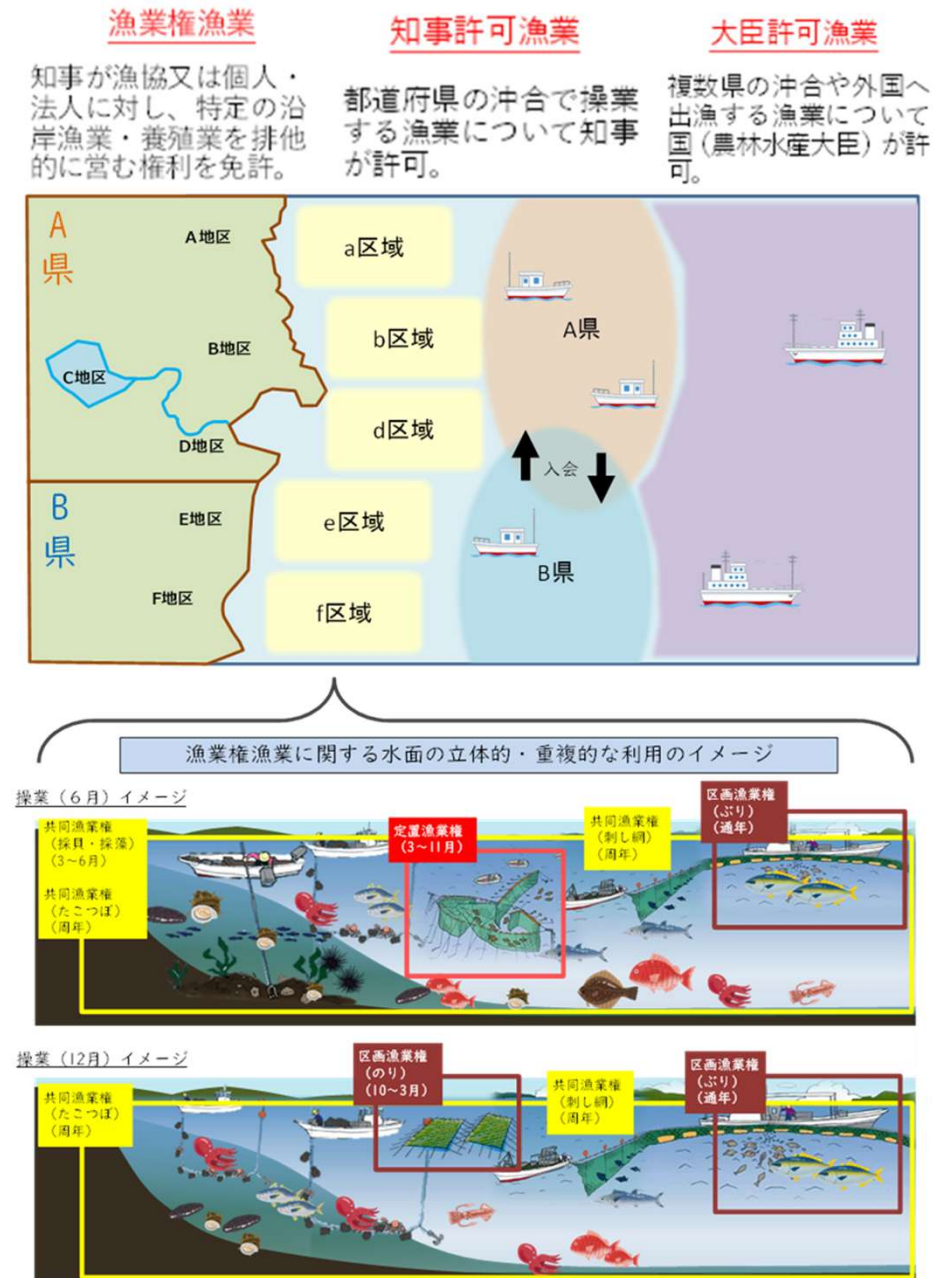
TAC資源拡大に係る進捗状況

TAC管理の開始時期	水産資源
令和6年1月から開始	かたくちいわし対馬暖流系群
	うるめいわし対馬暖流系群
令和6年7月から開始	まだら本州太平洋北部系群
	まだら本州日本海北部系群
	まだら北海道太平洋
	まだら北海道日本海
令和7年1月から開始	かたくちいわし太平洋系群
	かたくちいわし瀬戸内海系群
	まだい日本海西部・東シナ海系群
令和7年4月から開始	ぶり
令和7年9月から開始	べにずわいがに日本海系群(知事許可水域)
	べにずわいがに日本海系群(大臣許可水域)

(2)我が国の資源管理(その3)

- 沿岸の定着性の高い資源を対象とする採貝・採藻等の漁業や、定置漁業、養殖業、内水面漁業等は、都道府県知事が漁協等に漁業権を免許。
- より広い海域を漁場とする沖合・遠洋漁業は、資源への影響が大きく、他漁業との調整が必要となる場合等から、国又は都道府県による許可制度。
- 我が国では、公的規制と漁業者の自主的取組の組合せによる資源管理を推進。特にTAC資源以外については、漁業者の自主的な資源管理を推進。
- クロマグロの遊漁では、これまでの漁業者の取組に協力を求める方式から、遊漁者も漁業者と同様の資源管理の枠組みに参加する制度への構築が課題。そのため、広域漁業調整委員会指示により、小型魚の採捕禁止や、大型魚採捕時の報告義務、大型魚の採捕禁止措置などの段階的な管理を導入。
- 令和8(2026)年4月からはクロマグロ遊漁の全体像の把握のための届出制を開始。

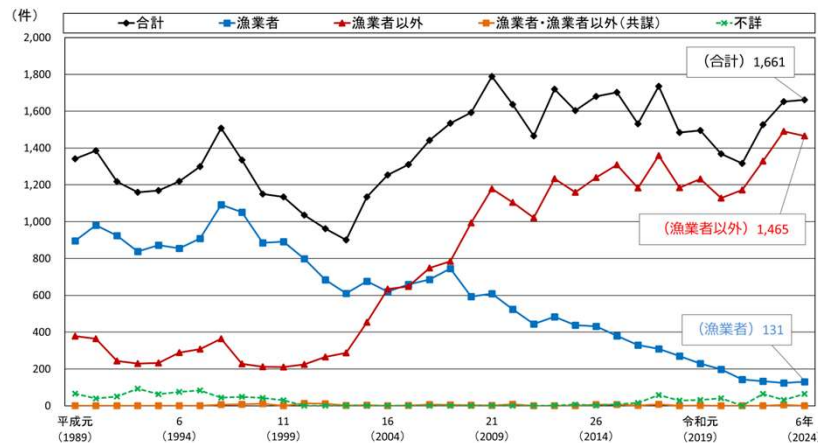
漁業権制度及び漁業許可制度の概念図



(3) 実効性ある資源管理のための取組

- 令和6(2024)年における全国の密漁の検挙件数は、1,702件(うち海面1,661件(被疑者不詳等65件含む。)、内水面41件)。近年は漁業者以外によるものが漁業者によるものを大きく上回り、近年は密漁の手口が悪質化・巧妙化。
- 水産流通適正化法により、漁獲番号等の情報伝達や取引記録の作成・保存等を義務付け。国内で違法採捕のおそれ大きいアワビ・ナマコ・全長13cm以下のウナギを特定第一種水産動植物とし、記録追跡等により違法に採捕された水産動植物の流過程での混入を防止。
- 令和8(2026)年4月の漁業法及び水産流通適正化法の一部を改正する法律の施行後は、経済的価値が高く、厳格な管理が必要な太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)について、TAC報告義務違反の漁獲物の流通を防止。

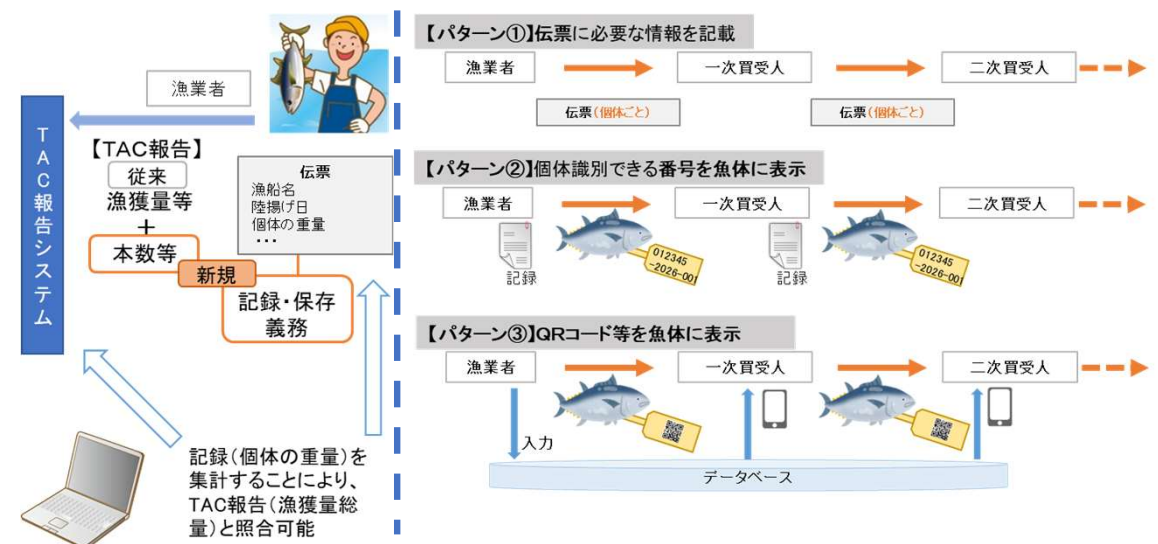
我が国の海面における漁業関連法令違反の検挙件数の推移



資料：水産庁調べ

漁業法及び水産流通適正化法の一部改正後の制度の概要(太平洋クロマグロの大型魚)

TAC報告時の個体管理や取引時の情報伝達等の義務付け

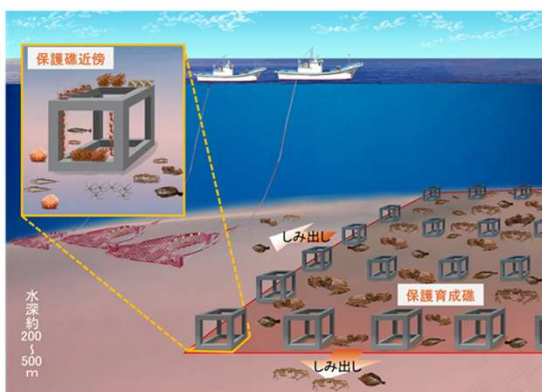


(4) 資源を積極的に増やすための取組、漁場環境をめぐる動き

- 種苗放流は、都道府県の栽培漁業センター等を中心に、ヒラメ、マダイ、ウニ類、アワビ類等全国で約70種を対象とし、地域の実情や海域の特性等を踏まえ、資源管理の一環として実施。
- 水産庁では、沖合域における水産資源の増大のため、保護育成礁やマウンド礁の整備を実施。
- 閉鎖性水域では栄養塩類の減少等が養殖ノリの色落ちやイカナゴ等の魚介類の減少の要因である可能性が示唆。瀬戸内海では瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、栄養塩類管理計画が策定され、水質改善と水産資源の持続的利用の両立を推進。有明海・八代海等では、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づき、関係県が環境の保全及び改善と資源回復のための施策等を実施。
- 水産庁は、使用済漁具の計画的処理を推進するための指針の策定、生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具の開発・改良の支援、漁網のリサイクル推進に対する支援、環境省や都道府県等と連携した漁業者による海洋ごみの持ち帰りの促進等を実施。

保護育成礁・マウンド礁のイメージ

①保護育成礁の仕組み(イメージ)



②マウンド礁の仕組み(イメージ)



漁具・漁網のリサイクル

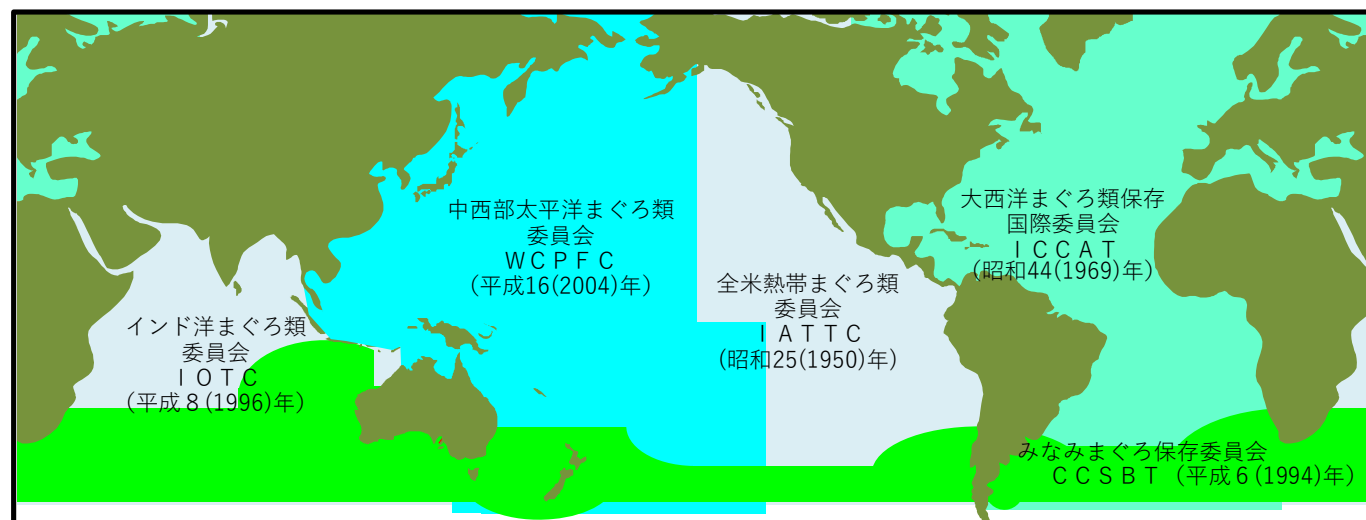


(1) 国際的な資源管理(その1)

国際的な資源管理の推進、地域漁業管理機関

- 我が国は、排他的経済水域(EEZ)内における水産資源の適切な管理を推進。サンマやサバといった我が国漁船が漁獲する資源は、外国漁船とも競合。我が国の資源管理の取組の効果が損なわれないよう、国際的な資源管理にも積極的に取り組んでいくことが重要。
- 国連海洋法条約では、沿岸国及び高度回遊性魚種を漁獲する国は、当該資源の保存及び利用のため、EEZの内外を問わず地域漁業管理機関を通じて協力することを規定。
- 世界のカツオ・マグロ類資源は、5つの地域漁業管理機関(RFMO)によって管理。
- WCPFC、IATTC、ICCAT、IOTCの4機関は、それぞれの管轄海域でカツオ・マグロ類資源を管理。南半球に広く分布するミナミマグロについては、CCSBTが一括管理。

カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域



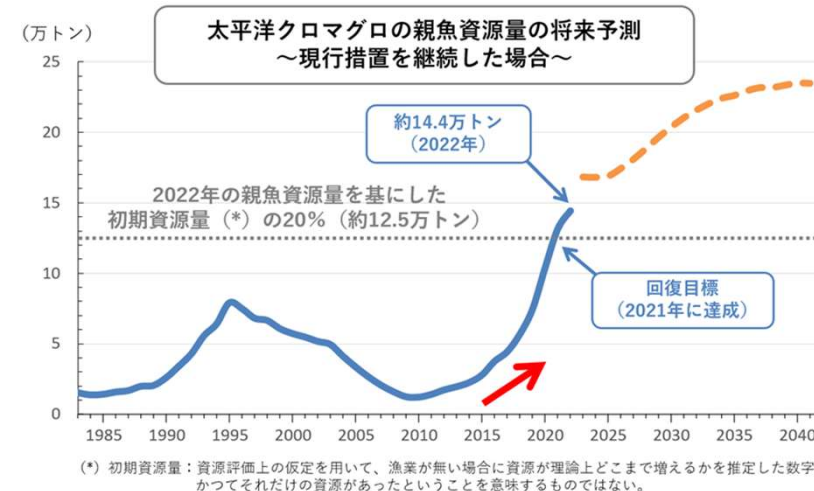
注: ()は条約発効年。

(1) 国際的な資源管理(その2)

ア 地域漁業管理機関の動向

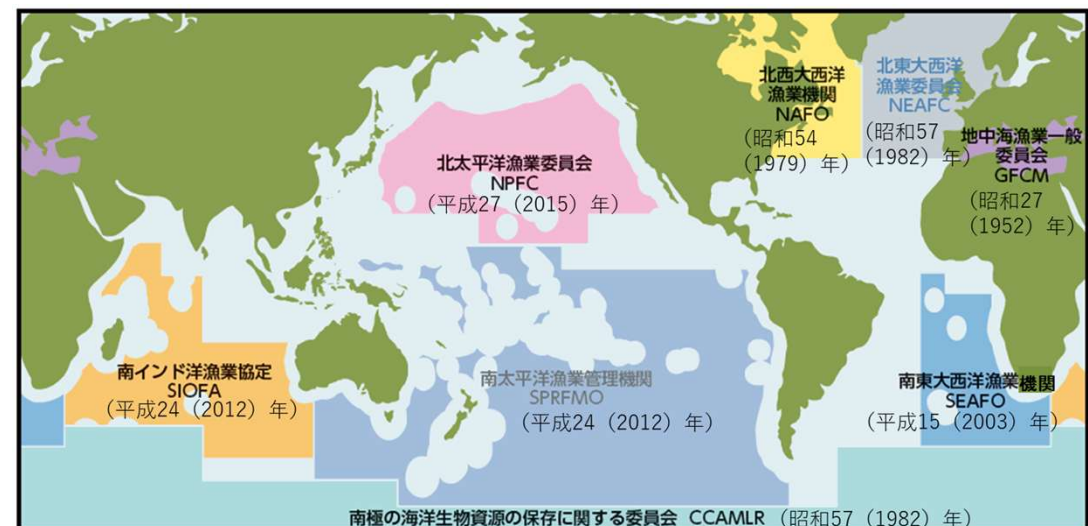
- 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) では、太平洋クロマグロの資源量が歴史的最低水準付近まで減少したこと等から、小型魚の漁獲量を大幅に削減する等の厳しい措置を導入。こうした資源管理の取組の結果、親魚資源量は回復傾向にあり、令和6 (2024) 年のWCPFC年次会合において、小型魚の漁獲上限を10%、大型魚の漁獲上限を50%増加することを基本とした措置を採択。
- 北太平洋の公海でサンマ、マサバ等の資源を管理する北太平洋漁業委員会 (NPFC) では、①サンマについて、令和7 (2025) 年における公海のTACを前年から10%削減し、12万1,500tとするとともに、沿岸国のEEZ内では8.1万t以内に抑制する措置、②マサバについて、公海における漁獲上限を前年の10万tから約3割削減して7.1万tとする措置等が合意。

最新の資源評価 (令和6 (2024) 年) ・ 将来予測 (令和7 (2025) 年)



資料：ISCクロマグロ資源評価レポート（令和6（2024）年）、太平洋クロマグロの管理に関するIATTC・WCPFC北小委員会の合同作業部会会議文書（IATTC-NC-JWG10-2025/IP-02）（令和7（2025）年）に基づき水産庁で作成

NPFC等のカツオ・マグロ類以外の資源を管理する
主な地域漁業管理機関と対象水域



注1: 我が国はSPRFMO及びNEAFCには未加盟。GFCMについては令和2 (2020) 年に脱退。

2: () は条約発効年。

イ 二国間等の漁業関係

- 我が国では、ロシア、韓国、中国それぞれの国と漁業に係る二国間の協定を締結。
- ロシアとの間では、日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定及び貝殻島昆布協定に基づき我が国漁船が操業。北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく交渉は、ロシア側が応じていない状況が継続。
- 韓国及び中国との間では、現在相互入漁が停止。
- 台湾との間では、日台民間漁業取決めにに基づき、適用水域における操業ルールの改善に向けた協議が継続。令和8(2026)年漁期の操業ルールについて、台湾漁船の漁具流出を抑止するための台湾側漁業者団体の自主管理規約を実効性のあるものとする旨を規定することで一致。

(2) 捕鯨業をめぐる動き

- 我が国は、令和元(2019)年6月末をもって国際捕鯨取締条約から脱退し、同年7月から大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開。
- 鯨類科学調査については、国際捕鯨委員会(IWC)等の国際機関と連携して実施し、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献。

捕鯨業の対象種及び令和7(2025)年の捕獲枠と捕獲頭数

	母船式捕鯨業			基地式捕鯨業		
	ニタリクジラ	イワシクジラ	ナガスクジラ	ミンククジラ	ニタリクジラ	ツチクジラ
捕獲枠	143	56	60	144	10	52
捕獲頭数	143	35	60	88	0	31
水産庁留保	0	0	0	0	0	0

(1) 漁村の現状と役割

- 我が国の海岸線には多くの漁村が存在。漁村の立地は、交通等においては条件不利地にあり、漁業以外の面では不利な条件下に置かれていることから、人口は減少傾向。
- 水産業・漁村は、自然環境を保全する機能、国民の生命・財産を保全する機能、交流等の場を提供する機能、地域社会を形成し維持する機能等の多面的機能を有し、その恩恵は広く国民一般にも及ぶもの。
- 水産庁は、藻場や干潟の保全、内水面生態系の維持・保全・改善、国境・水域監視や海難救助訓練等の漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する取組を支援。

水産業・漁村の多面的機能

新鮮で安全な食料を安定的に供給することが
水産業や漁村がもつ本来の役割です。

多面的機能とは



多面的機能としての藻場・干潟の役割

- 藻場や干潟は、生活排水に含まれ沿岸域の汚染源となる有機物やチッソ、リンを吸収・分解することで水質や底質を浄化し、沿岸域の環境を守っている。
- 漁業者は、藻場においては母藻の設置等による藻場づくりや食害生物（ウニや植食魚等）の除去、干潟においては耕うんによる有機物分解の促進、浄水機能が高い二枚貝類の保護などの取組を通じて藻場や干潟を保全。



山川地区藻場保全会による藻場保全の取組
(ベンダワラ類の種苗投入)



明石地区明石浦防人会による浅場の保全活動
(浅場の海底耕うん)

(2) 海業の推進

- 漁村の人口減少や高齢化等により地域の活力が低下する一方、都市漁村交流人口は近年増加傾向で推移。
- 「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」である「海業」により、漁業利用との調和を図りつつ地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用。水産業と相互に補完し合う産業である海業を育成し根付かせることで、地域の所得と雇用の機会を確保。

海業の主な取組



漁港の食堂（千葉県保田漁港）



水産物直売所（福岡県鐘崎漁港）



漁業体験（兵庫県坊勢漁港）



渚泊（北海道函舞漁港）

海業ポスター



海業ポスター

(1) 水産業における東日本大震災からの復旧・復興の状況

- 平成23(2011)年3月の東日本大震災発生以降、復興に取り組み、全ての漁港において漁港施設の復旧は概ね完了。
- 一方、水産加工業の売上げの回復が課題であり、政府は、水産加工業者の復興を引き続き支援。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応

- 国、関係都道府県、漁業関係団体が連携し、水産物の計画的な放射性物質モニタリングを実施。
- 国際原子力機関(IAEA)の支援の下、海洋モニタリングデータの信頼性・透明性向上に向けた取組を実施。IAEAは「日本の分析機関が高い正確性と能力を有している。」と評価。
- 当初、55か国・地域で、日本産農林水産物・食品の輸入規制措置等が講じられていたが、令和7(2025)年度には、輸入規制を維持する国・地域は5にまで減少。

(3) 福島県沖での本格操業に向けた取組

- 福島県沖では福島第一原子力発電所事故後、平成24(2012)～令和3(2021)年にかけて試験操業等が行われ、令和2(2020)年の水揚量は平成24(2012)年の122tから4,591tへと増加。
- 令和3(2021)年4月以降は自主的制限を段階的に緩和し、令和7(2025)年の水揚量は震災前比28%、金額は47%と未だ回復途上。
- 福島県産水産物の販路拡大に向け、全国イベントや福島県内での魚料理講習会の開催等、多様な取組を実施し、今後の本格的な漁業の回復につなげることが期待。

(4) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた対策の推進

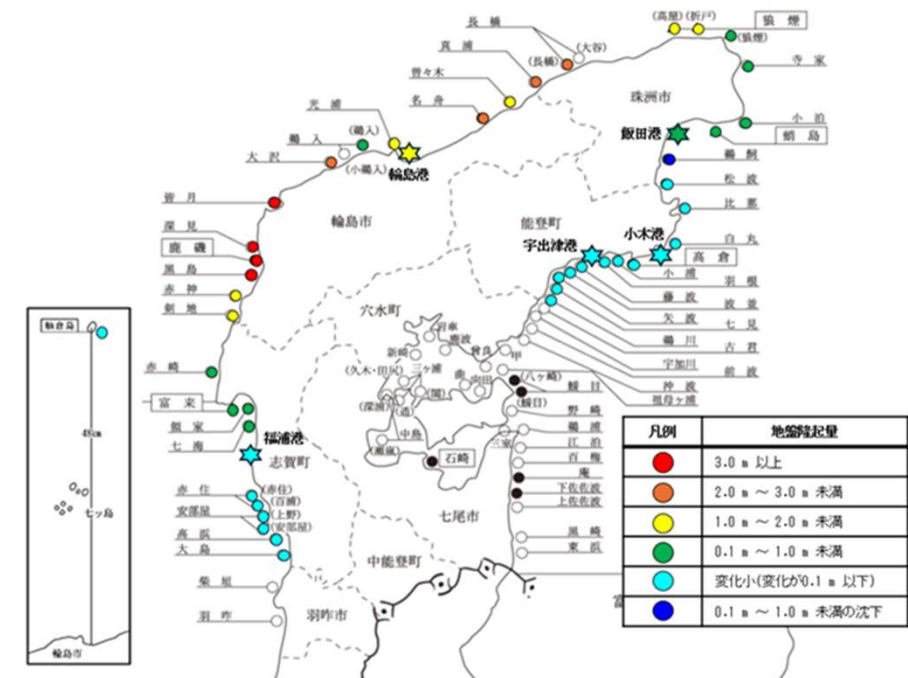
ア 水産業に関する被害の状況

- 令和6(2024)年1月1日に石川県能登地方で地震が発生。
- 漁港施設は、防波堤、岸壁、物揚場、臨港道路等が損傷。石川県輪島市や珠洲市を中心とした外浦地域において、地盤隆起等により漁港施設に甚大な被害が発生。

イ 水産業の復旧・復興に向けた取組

- 当面の操業に必要な漁港施設や共同利用施設の復旧の進捗により、漁獲が順調に回復。
- 令和6(2024)年1月19日に、本地震が非常災害として指定されたことにより、国による災害復旧事業の代行が可能。石川県知事及び珠洲市長からの要請を受け、一部の漁港で水産庁が代行工事を実施。
- 政府は、被災した水産関係者の方々が、困難を乗り越え、将来への希望と展望をもって水産業を再開できるよう、漁業及び水産加工・流通業の再建や、漁港、漁場、漁船、養殖施設はもとより、漁村全体の復旧・復興に向けた取組を実施。

漁港における地殻変動



※地盤変動の値は、調査における測量値および市町提供資料等による暫定値であり、今後変動する可能性もある。

「令和8年度 水産施策」の構成

概説

施策の重点、財政措置、税制上の措置、金融上の措置、政策評価

I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

- ・資源調査・評価の充実
- ・資源管理の着実な推進
- ・漁業取締・密漁監視体制の強化等
- ・海洋環境の変化への適応

II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

- ・漁船漁業の構造改革等
- ・養殖業の成長産業化
- ・経営安定対策
- ・輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備
- ・内水面漁業・養殖業
- ・人材育成
- ・安全対策

III 地域を支える漁村の活性化の推進

- ・浜の再生・活性化
- ・漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化
- ・加工・流通・消費に関する施策の展開
- ・水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮
- ・漁場環境の保全・生態系の維持
- ・防災・減災、国土強靱化への対応

IV 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策

- ・みどりの食料システム戦略と水産政策
- ・スマート水産技術の活用
- ・カーボンニュートラルへの対応

V 大規模災害からの復旧・復興及びALPS処理水の海洋放出に係る水産業支援

- ・東日本大震災による地震・津波被災地域における着実な復旧・復興
- ・ALPS処理水の海洋放出の影響及び水産業支援
- ・令和6年能登半島地震からの復旧・復興

VI 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- ・関係府省等の連携による施策の効率的な推進
- ・施策の進捗管理と評価
- ・消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開
- ・政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進
- ・事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進
- ・財政措置の効率的かつ重点的な運用